

豊岡市 地域コミュニティビジョン (素案)

第3回豊岡市地域コミュニティビジョン策定検討委員会 資料
平成30年11月20日(火)

目次

第1章 地域コミュニティビジョン策定のねらい	5
1 地域コミュニティビジョン策定の趣旨と位置付け	5
2 地域コミュニティビジョン策定の流れ.....	6
第2章 地域コミュニティの現状と課題	7
1 地域の現状と課題	7
(1) 地域環境.....	7
(2) 人口	8
(3) 子育て	10
(4) 学校教育.....	11
(5) 防災.....	13
(6) 健康福祉.....	14
(7) 居住環境.....	15
(8) 伝統・文化	17
(9) 産業.....	18
(10) 財産区地区が有する財産	19
(11) 社会教育.....	19
2 行政区と地域コミュニティ組織の現状と課題.....	21
(1) 行政区の現状と課題.....	21
(2) 地域コミュニティ組織の現状	22
① 29 地区の実態.....	22
② 組織形態	22
③ 地域コミュニティ組織による事業の実施	23
④ 行政との関係.....	24
(2) 地域コミュニティ組織の課題.....	26
① 理念や仕組の認識不足	26
② 組織・役員	27
③ 運営体制	28
④ 取組み内容	28
⑤ 計画性のある取組み.....	28
⑥ 多様な主体の参画ができていない	28
⑦ 人材発掘・人材育成ができていない	29
⑧ 地域マネージャーの負担大や適任者不在	29
⑨ 活動資金の確保	30
⑩ 住民の理解・参画不足	30
3 地域コミュニティ組織の支援施策	31
(1) 財政支援（交付金の交付）	31
① コミュニティづくり交付金.....	31
② 地域コミュニティ活性化交付金（活動促進事業交付金）	31

③ コミュニティセンター管理委託料.....	31
(2) 人的支援.....	31
(3) 活動拠点の提供.....	31
(4) 組織間連携、人材育成支援.....	33
(5) 地域づくりの協働推進、庁内調整.....	33
第3章 求められる地域コミュニティ像 —めざす将来像—	35
1 めざす地域コミュニティの将来像	35
2 具体的なコミュニティ像	36
(1) 住み続けられる地域の維持.....	37
① 地区住民みんなで持続可能な住民自治が行われている.....	37
② 地区で子どもを育てる体制ができている.....	37
③ 地区に UI ターンする若者が増えている.....	38
(2) 暮らしやすさの持続.....	38
① 地区の防災力が高まっている.....	38
② 地区で住みよい環境が守られ活かされている.....	39
③ 地区のすべての人が支え合っている.....	39
(3) 個性ある地域の誇り.....	40
① 地域の資源を活かして地区が豊かになっている.....	40
② 地区の伝統や文化が次世代にうまく継承されている.....	41
③ 地区住民が学び合い豊かに生活している.....	41
第4章 めざす将来像を実現するための方策	43
1 より良い地域コミュニティづくりに向けて	43
2 持続可能な地域コミュニティづくりの方策	45
(1) 組織力.....	45
① 住民意識の深化.....	45
② 地域コミュニティ組織と行政区との関係.....	45
③ 地域づくりに関わる人材の発掘・育成.....	46
(2) 活動力.....	46
① 計画の策定と実行.....	46
② 指定管理者制度.....	47
③ 地域コミュニティ組織の法人化への検討.....	48
④ 地域コミュニティ組織の財源の確保.....	48
3 行政による地域コミュニティ政策のあり方	50
(1) 協働の深化.....	50
① 協働の推進.....	50
② 地域コミュニティ政策の推進に関する庁内連携.....	50
③ 地域コミュニティ組織への財政支援.....	51
④ 多様な主体による支援.....	52
⑤ 指定管理者制度の推進.....	52
⑥ 法人化支援.....	53

第5章 実現に向けて 54

第1章 地域コミュニティビジョン策定のねらい

1 地域コミュニティビジョン策定の趣旨と位置付け

本市では、人口が減少し、少子化、高齢化もが進むこと中で、行政区個々の力が弱ま~~ってきており~~、行政区単独では解決できない課題が増えてきています。このような状況の中、「自分たちの地域は自分たちで守る」ということを地域づくりの基本に置き、地区（旧地区公民館の区域）における今後の地域づくりの方向を示すため、平成 27 年 2 月に「豊岡市新しい地域コミュニティのあり方方針」（以下「あり方方針」という。）を定めました。



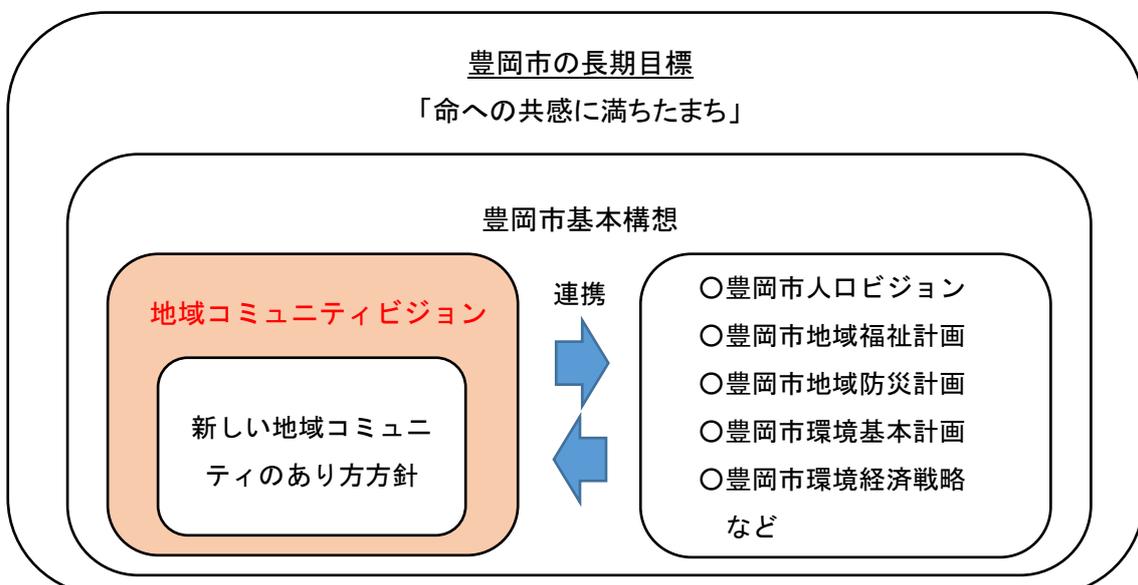
図表1-1 豊岡市の地域コミュニティのエリア

あり方方針に基づき、全 29 地区で地域コミュニティ組織を立ち上げ、さらにその活動拠点として、平成 29 年（2017 年）4 月に、それまでの地区公民館をコミュニティセンターに一新~~衣替え~~し、住民の主体的な活動へ繋げつつあります。単一集落の広がりを超えて地域コミュニティづくりを考えた時、人口減少や少子化・高齢化により、これまで単一集落が担ってきた機能の受け皿を検討する必要があり、それらは今後、地域コミュニティ組織で担うことが期待されます。

また、あり方方針では、「住民が地域づくり全般に目を向け、やりがいを持って活動し、地域に愛着と誇りを持っている」ことを地域コミュニティの目指す姿としています。~~おり~~、このことは、「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」（平成 24 年制定）が示す住民の姿を実践することそのものであるとしています。

一方で、「地区が目指す姿」や「地区の将来像」については、十分に示すことができていない現状があります。

本ビジョンは、豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例、豊岡市基本構想、あり方方針、その他計画等の関連性を踏まえつつ、今後 10 年間（平成 32 年度～平成 41 年度）の『~~地区のあり方~~地域コミュニティの将来像、また、それを実現するための方策など地区のめざす基本的方向性』を示すものとします。

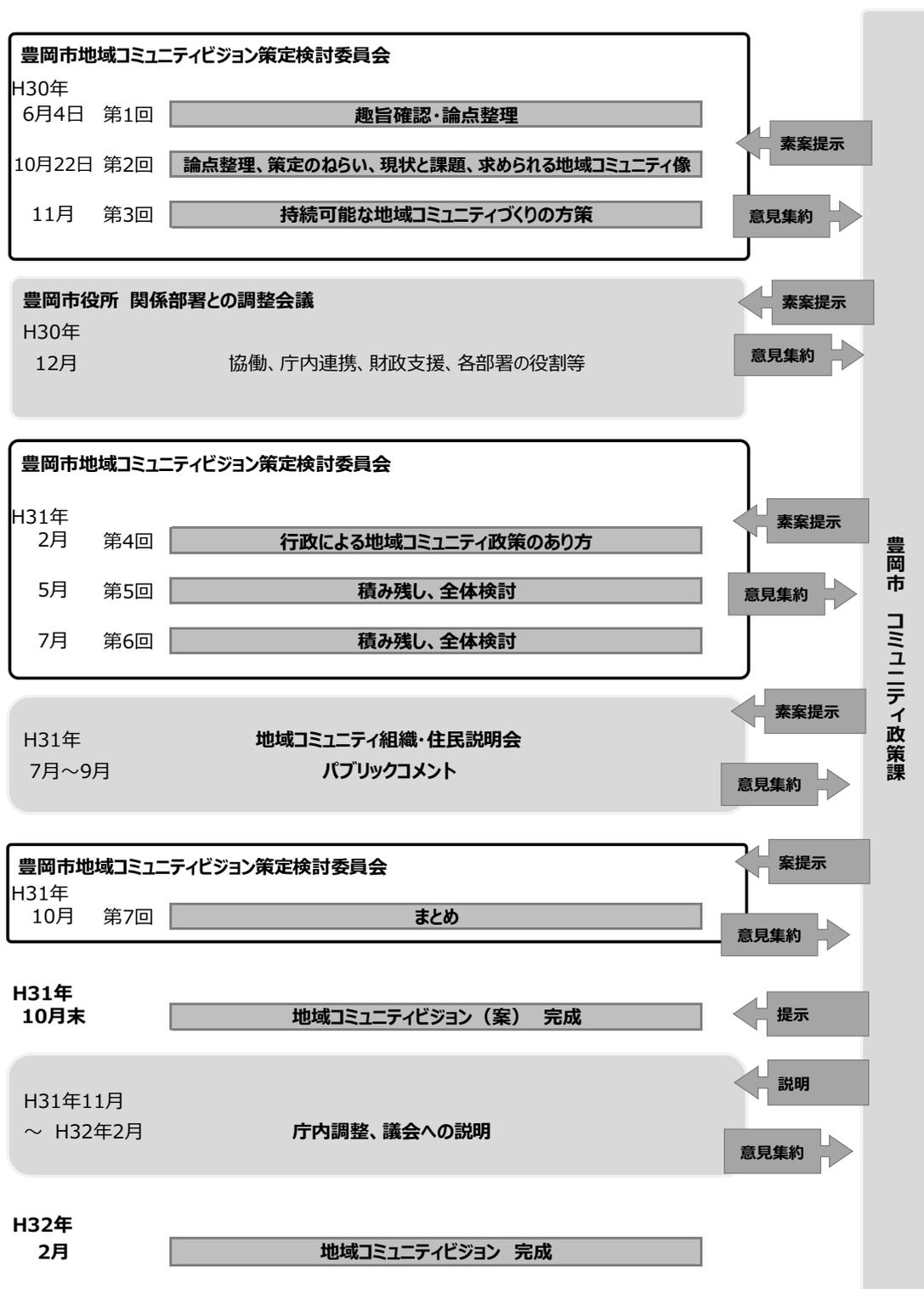


図表1-2 地域コミュニティビジョンの位置づけ

2 地域コミュニティビジョン策定の流れ

本ビジョン策定にあたり、「豊岡市地域コミュニティビジョン策定検討委員会」（以下、委員会という）を設置し、平成30年（2018年）6月4日の第1回から計7回の会議を開催し、検討を重ねていただきました。また、住民説明会、パブリックコメントも実施し、最終的な案がまとまりました。

その後、議会及び庁内において内容を精査し、この度、「豊岡市地域コミュニティビジョン」が策定されました。



図表1-3 地域コミュニティビジョン策定の流れ

第2章 地域コミュニティの現状と課題

1 地域の現状と課題

(1) 地域環境

本市の自然環境について、ユネスコ世界ジオパークに加盟認定された「山陰海岸ジオパーク」エリアであり、また、コウノトリの人里での野生復帰を目指すという世界でも類を見ない取組みを進めています。

生活環境に着目すると、土地課税評価に基づく土地利用の状況について、平成17年（2005年）と比較し概観していくと田畑等といった一次産業や生物多様性に関わりが深い基盤が微減しています。また、農地のうち耕作放棄地面積は市全体で274haとなっています（2010農林業センサス）。他方、宅地面積が微増傾向にあり、特に商業地が倍増しています。このことから、中山間地域等の農村部では田畑の適切な管理を、都市的地域では、適切な開発による風景の保全が求められています。また、市全体としては、住宅地が増加している状況がうかがえ、人口減少下にある中で今後、空き家等の増加が懸念されます。一方、ごみの収集量について平成17年（2005年）と比較すると減少傾向にあることがうかがえ、環境負荷低減に寄与しているものと考えられます。

山陰海岸ジオパークやコウノトリといった貴重な地域資源は人々の営みの中で守り育まれていくものといえであり、身近な生活環境を地域ぐるみで保全していくことが求められます。

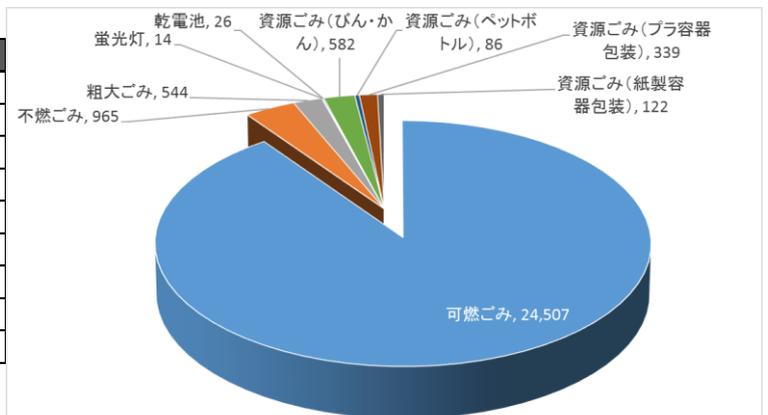
図表2-1 豊岡市のごみ収集量

年度	計	単位:t	
		計画収集	一般搬入
20	29,448	16,441	13,007
21	28,559	16,059	12,500
22	27,833	15,612	12,221
23	29,026	15,872	13,154
24	28,941	15,767	13,174
25	28,936	15,353	13,583
26	28,983	15,130	13,853
27	28,943	15,417	13,526
28	27,185	14,782	12,403

注：平成21、23、25、26年度は災害ごみを含む

注：平成21、22、25年度は管外ごみを含む

(出典)



図表2-2 豊岡市のごみ処理の状況（平成28年度）

(出典)

図表2-3 豊岡市の土地課税評価に基づく土地利用状況

年	総数	宅地					田	畑	山林	原野	雑種地及び池沼	その他
		計	工業地	商業地	住宅地	その他						
17	697,660	15,883	802	701	5,808	8,572	47,430	11,891	265,670	2,509	6,483	347,794
18	697,660	15,983	854	721	6,157	8,251	47,333	11,825	265,143	2,511	6,677	348,197
19	697,660	16,157	874	714	6,123	8,446	47,128	11,841	265,087	2,511	6,734	348,202
20	697,660	16,445	881	716	6,261	8,587	46,854	11,837	264,002	2,537	6,600	349,385
21	697,660	16,549	1,111	682	5,951	8,805	46,506	11,792	261,572	2,509	6,759	351,973
22	697,660	16,550	1,111	676	5,950	8,813	46,378	11,814	256,215	2,559	6,770	357,374
23	697,660	16,615	1,109	689	5,965	8,852	46,224	11,787	252,203	2,496	6,931	361,404
24	697,660	16,628	1,133	681	5,965	8,849	46,021	11,648	246,620	2,474	7,319	366,950
25	697,660	16,651	1,135	690	5,968	8,858	45,935	11,650	246,399	2,473	7,596	366,956
26	697,660	16,708	1,135	690	5,996	8,887	45,900	11,611	247,456	2,462	7,708	365,815
27	697,550	15,802	1,142	711	5,030	8,919	45,853	11,588	247,966	2,456	7,783	365,103
28	697,550	16,844	1,135	711	6,068	8,930	45,824	11,576	246,391	2,456	7,814	366,645
29	697,550	16,903	1,135	1,534	6,093	8,141	45,825	11,609	246,840	2,470	7,866	366,037

(出典)

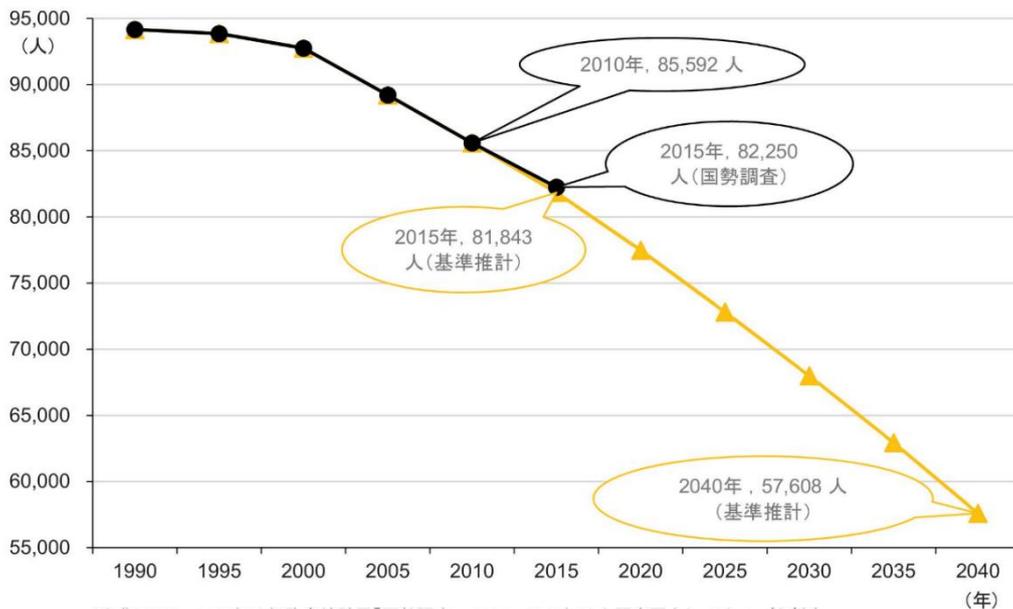
(2) 人口

豊岡市の総人口は、戦前約9万人で推移し、戦後の団塊世代の出産期(1947～1949年)に10.3万人で最多を数えました。その後緩やかに減少し、2015年現在8.2万人となっています。今後人口減少ペースは加速すると見られ、2040年には5.8万人、2060年には3.8万人に達すると推計されます。

このような市全域の総人口推移は、2005年の合併前の市町村別にみると大きく異なり、旧竹野町、旧但東町は、1920年の国勢調査以来、人口減少の一途を辿っています。また、旧日高町、旧出石町は1947年に、旧城崎町は1965年に、旧豊岡市は1995年に、それぞれ人口ピークを迎え、その後人口減少期に入っています。

また、2005年と2015年の人口推移を市内29の地区毎に見ると、27地区で人口が減少しており、**周辺地区からの人口流入等により人口が増加しているのは2地区のみとなっています。**

この人口減少はさらなる少子化・高齢化を伴いながら進行することから、推計のとおり人口減少が進むとすると、豊岡市はコミュニティの崩壊・消滅、公共交通網の崩壊、地域経済の衰退、財政悪化に伴う行政サービスの低下、医療・介護などの社会保障費の増大等、深刻な打撃を受けることは明らかです。



図表2-4 豊岡市の総人口の推移と将来推計

(出典) 「豊岡市人口ビジョン」(2015年10月30日)と2015年国勢調査の比較

図表2-5 現豊岡市と合併前の旧市町別・総人口の推移

単位:人

	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
豊岡市	96,086	94,163	93,859	92,752	89,208	85,592	82,250
旧豊岡市	47,712	47,244	47,742	47,308	45,997	44,598	43,375
旧城崎町	4,958	4,748	4,592	4,345	3,973	3,778	3,519
旧竹野町	6,306	6,018	5,880	5,751	5,444	4,973	4,496
旧日高町	19,325	18,822	18,666	18,410	17,697	17,242	16,609
旧出石町	11,204	11,001	10,917	11,207	10,824	10,259	9,996
旧但東町	6,581	6,330	6,062	5,731	5,273	4,742	4,255

(出典) 「豊岡市人口ビジョン」(2015年10月30日)と2015年国勢調査の比較

図表2-6 豊岡市の地区別人口推移

単位：人

	2005年	2015年	増減		2005年	2015年	増減
豊岡地区	10,771	9,339	▲ 1,432	八代地区	862	761	▲ 101
八条地区	4,851	5,331	▲ 480	日高地区	8,015	7,925	▲ 90
三江地区	4,065	3,527	▲ 538	三方地区	3,132	2,740	▲ 392
田鶴野地区	2,821	2,797	▲ 24	清滝地区	1,919	1,635	▲ 284
五荘地区	11,803	11,906	103	西気地区	1,038	840	▲ 198
新田地区	3,640	3,441	▲ 199	弘道地区	4,297	4,053	▲ 244
中筋地区	2,118	1,981	▲ 137	菅谷地区	755	689	▲ 66
奈佐地区	1,391	1,192	▲ 199	福住地区	1,644	1,524	▲ 120
港地区	3,528	2,929	▲ 599	寺坂地区	730	615	▲ 115
神美地区	2,291	2,166	▲ 125	小坂地区	2,256	1,997	▲ 259
城崎地区	4,206	3,559	▲ 647	小野地区	1,416	1,278	▲ 138
竹野南地区	1,424	1,106	▲ 318	資母地区	2,244	1,807	▲ 437
中竹野地区	805	685	▲ 120	合橋地区	2,207	1,848	▲ 359
竹野地区	3,506	2,912	▲ 594	高橋地区	1,189	874	▲ 315
国府地区	3,400	3,263	▲ 137	市全体	92,324	84,720	▲ 7,604

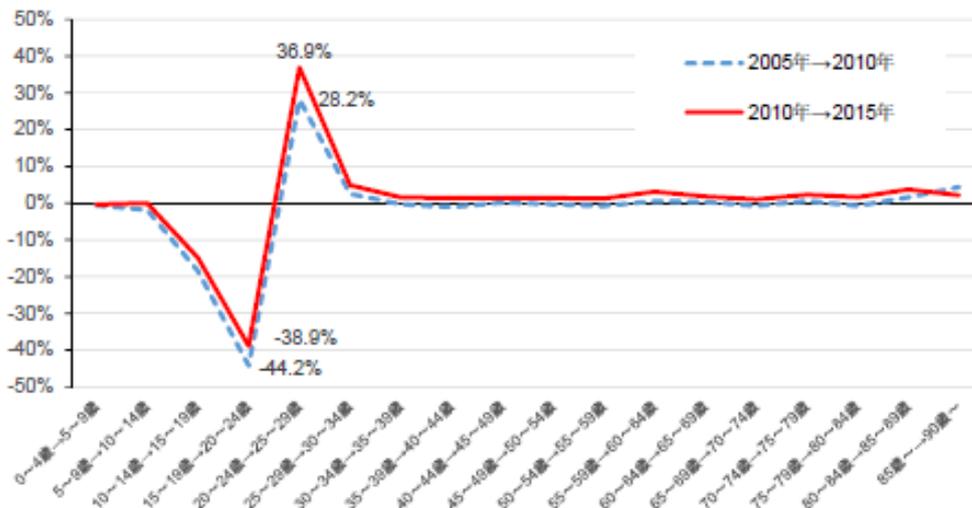
(出典) コミュニティ政策課調べ【住民基本台帳数値(各年4月1日現在)より】

図表2-7 豊岡市の合計特殊出生率

単位：人

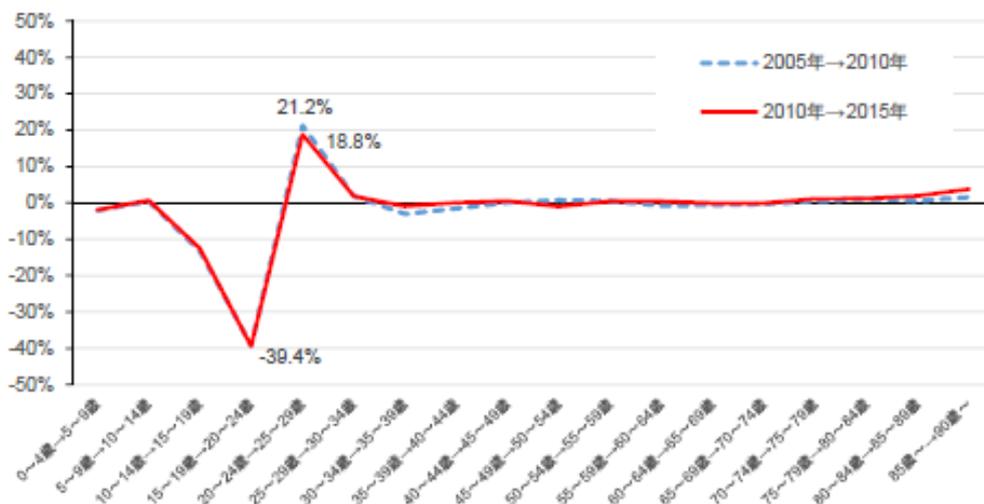
	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
豊岡市	2.08	1.82	1.75	1.85	1.63	1.94	1.71

(出典)



図表2-8 豊岡市の年齢別純移動率(男性)

(出典) 「豊岡市人口ビジョン」(2015年10月30日)と2015年国勢調査の比較



図表2-9 豊岡市の年齢別純移動率（女性）

（出典）「豊岡市人口ビジョン」（2015年10月30日）と2015年国勢調査の比較

図表2-10 豊岡市の人口回復率の推移

単位：人

	1980 →1985	1985 →1990	1990 →1995	1995 →2000	2000 →2005	2005 →2010	2010 →2015
10歳代の転出超過人数 A	3399	3613	2885	3067	3009	2587	2130
20歳代の転出超過人数 B	1115	1000	1516	1505	861	884	842
回復率 B/A	32.8%	27.7%	52.5%	49.1%	28.6%	34.2%	39.5%

（出典）「豊岡市人口ビジョン」（2015年10月30日）と2015年国勢調査の比較

(3) 子育て

豊岡市では人口減少とともに子どもの数の減少が見られし、将来においてもその傾向が継続すると考えられます。

国勢調査データで、6歳未満の子どもがいる世帯の分布をみると、豊岡地域の中心部にが多く見られるほか、その他城崎、日高及び出石の各地区中心部にも点在していますが、竹野及び但東の各地区では子どもがいる世帯が少なくなっています。

しかし、核家族化が進む一方で、母親の就労意向は高まっており、市街地の保育所では入所定員を大幅に超えている状況で、保育所待機児童も生じています。

~~市内29の小学校の児童数の推移（平成20年度～平成30年度）を見ると、ほとんどの小学校で児童数が減少しています。中には、この10年間で児童数が半減している小学校もあり、児童数が30人以下の小学校も3校となっています。西気小学校においては、平成25年3月に閉校し、清滝小学校へ統合となりました。~~

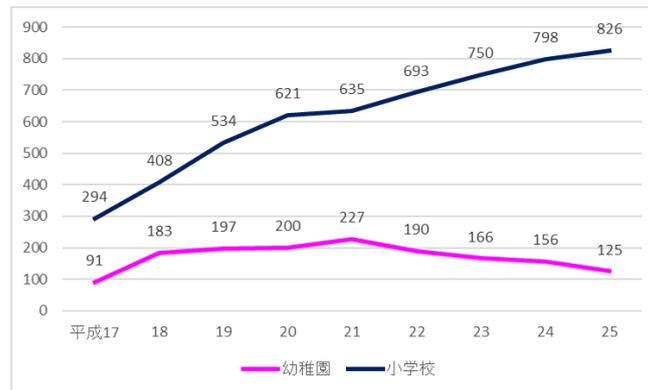
＝~~また~~、各小学校区に開設している放課後児童クラブにおいて~~は~~も、利用ニーズの高まりとともに利用者数も増加する傾向にあります。

このような中、子育てにおいては、地域の核となる小学校を中心に、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、PTAや保護者会活動をはじめ、家庭・地域・学校園等が連携し、地域コミュニティの中で子どもを育てることが必要となつてきています。

図表2-11 豊岡市の保育所の入所率（地域別推移）

	H22			H23			H24			H25		
	定員	月平均入所児童数	入所率									
豊岡地域	720	835	116.0%	740	883	119.3%	740	922	124.6%	780	941	120.6%
城崎・港地域	120	120	100.0%	120	109	90.8%	130	113	86.9%	120	131	109.2%
竹野地域	115	52	45.2%	115	59	51.3%	115	65	56.5%	115	58	50.4%
日高地域	460	532	115.7%	460	539	117.2%	490	553	112.9%	500	576	115.2%
出石地域	150	195	130.0%	150	197	131.3%	160	195	121.9%	160	203	126.9%
但東地域	120	86	71.7%	120	71	59.6%	120	73	60.8%	120	71	59.2%
計	1,685	1,820	108.0%	1,705	1,858	109.0%	1,755	1,921	109.5%	1,795	1,980	110.3%

（出典）豊岡市子ども・子育て支援事業計画



図表2-12 豊岡市の放課後児童クラブ利用状況

（出典）

(4) 学校教育

市内 29 の小学校の児童数の推移（平成 20 年度～平成 30 年度）によると、ほとんどの小学校で児童数が減少しています。中には、この 10 年間で児童数が半減している小学校もあり、児童数が 30 人以下の小学校も 3 校となっています。西気小学校においては、平成 25 年 3 月に閉校し、清滝小学校へ統合となりました。

全体の児童数は減少する一方、不登校児童生徒数は増加する傾向にあります。児童生徒の内面に関わる問題であるためその原因の特定はできませんが、就学前の生育歴や本人の発達特性等が就学後の人間関係や学校生活への適応状況の形成に影響し、不登校に陥るといったケースが少なからずあります。

また、特別な支援が必要な子どもたちへの教育的ニーズに対応するため、介助員・SA(スクールアシスタント)の配置や特別支援教育の視点を取り入れた指導に関する研修会の実施等の取組みを行っています。

近年、これらの取組への要請が増加していることは、「豊岡市小・中学校への介助員・スクールアシスタントの配置に係る申請者数の推移」「豊岡市における平成 26 年度特別支援教育の視点を取り入れた指導に関する研修会への参加状況」からも見て取れます。

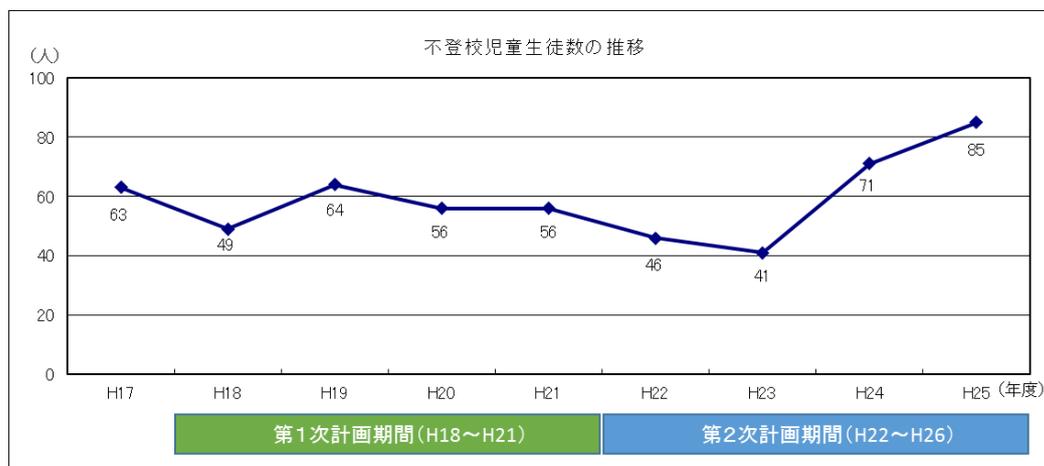
このような中、インクルーシブ教育システムの構築を見据え、より一層、特別支援教育の充実を図っていく必要があります。

図表2-13 豊岡市の小学校児童数の推移

単位:人

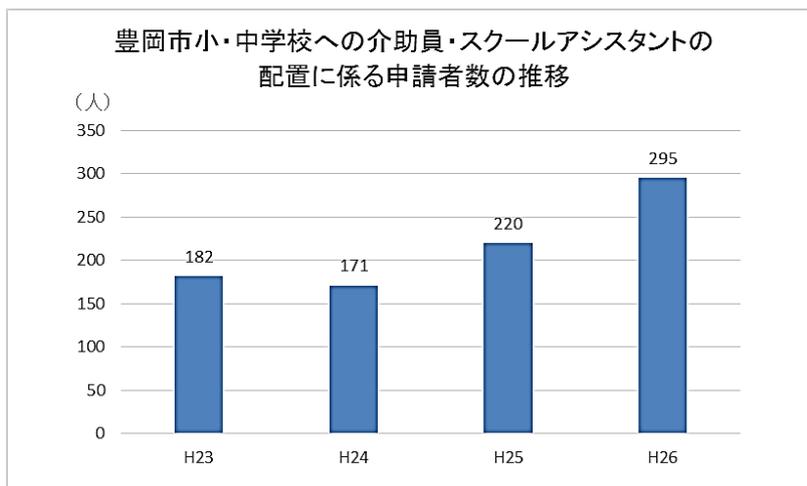
小学校名	年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度
豊岡	豊岡	546	411	402
	八条	334	378	379
	三江	212	149	169
	田鶴野	181	171	162
	五荘	756	751	717
	新田	233	200	171
	中筋	104	112	102
	奈佐	82	66	47
	港東	70	64	48
	港西	105	67	42
	神美	151	122	144
城崎	185	156	153	
竹野	竹野	198	130	113
	中竹野	46	44	27
	竹野南	62	30	29
日高	府中	199	215	194
	八代	56	48	31
	日高	421	422	477
	静修	55	54	45
	三方	143	114	129
	清滝	76	114	89
西気	西気	52	—	—
	弘道	231	225	236
出石	福住	153	143	113
	寺坂	37	25	27
	小坂	145	113	94
	小野	93	54	63
但東	合橋	103	83	64
	高橋	51	26	32
	資母	100	72	62
合計		5,180	4,559	4,361

(出典) 豊岡市教育委員会



図表2-14 不登校児童生徒数の推移

(出典) 豊岡市教育委員会による調査より



図表2-15 豊岡市小・中学校への介助員・スクールアシスタントの配置に係る申請者数の推移

(出典) 豊岡市教育委員会による調査より

(5) 防災

本市では、これまでに数多くの自然災害に見舞われてきました。特に、平成16年(2004年)10月の台風23号は昭和34年の伊勢湾台風、昭和40年の台風23号に次ぐ史上3番目の浸水戸数(3,871戸)となりました。地震被害では、大正14年(1925年)の北但大震災において本市で最も大規模な被害をもたらしました。

地域に目を向けると、中山間地域といった農村部においては、土砂災害防止法に基づく警戒区域に多く指定され、一方で都市的地域等の円山川沿線では、海拔が低い地区が多くあり、浸水被害が想定されます起きています。

自主防災組織の組織率について、市全体での組織率は8割を超えるものの、地域ごとにみていくと差があり、地域ぐるみ、とりわけ行政区単位の防災活動には地域差があると言えます。近年ではゲリラ豪雨や長雨を起因とする土砂災害や浸水被害等が発生しており、また、地震に関しては、平成11年(1999年)に兵庫県が行った地震被害想定調査において、本市へ甚大な被害が想定される調査結果も含まれています。このことから、ハード整備を進めるとともに、地域の立地条件も考慮し地域ぐるみによる災害リスクの軽減、防災・減災に取り組むことが求められています。

図表2-16 円山川の主な洪水履歴

年	洪水要因	流域平均2日間雨量	最高水位(立野)
平成16年	台風23号	278mm	8.29m
平成2年	秋雨前線・台風19号	364mm	7.13m
昭和54年	台風20号	211mm	6.74m
昭和51年	台風17号	322mm	6.92m
昭和40年	台風23号	191mm	6.86m
昭和36年	第二室戸台風	184mm	6.87m
昭和34年	伊勢湾台風	253mm	7.42m

(出典) 豊岡市市勢要覧とよおか豆事典2017

図表2-17 豊岡市の台風23号の被害状況

人的被害	死者	7人
	負傷者	51人
物的被害	全壊	530世帯
	大規模半壊	1,104世帯
	半壊	2,943世帯
	一部損傷	292世帯
	床上浸水	587世帯
	床下浸水	3,543世帯

(出典) 豊岡市市勢要覧とよおか豆事典2017

図表2-18 平成29年度自主防災組織実態調査の結果（地域別）

単位：行政区

地域	対象区数	組織状況(「規約」の有無)							
		組織あり		組織なし					
		区数	組織率	区数	率	(内)結成予定あり		(内)結成予定なし	
区数	率					区数	率		
豊岡	123	117	95.1%	6	4.9%	2	33.3%	4	66.7%
城崎	31	13	41.9%	18	58.1%	2	11.1%	16	88.9%
竹野	42	30	71.4%	12	28.6%	1	8.3%	11	91.7%
日高	70	64	91.4%	6	8.6%	0	0.0%	6	100.0%
出石	51	48	94.1%	3	5.9%	0	0.0%	3	100.0%
但東	42	27	64.3%	15	35.7%	3	20.0%	12	80.0%
全体	359	299	83.3%	60	16.7%	8	13.3%	52	86.7%

※組織率＝組織ありの区÷全区数
N=359

(出典)

(6) 健康福祉

本市では、高齢者、特に障害発生リスクが高まる後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定を受けた高齢者が増加しており、平成27年10月末現在で4,611人（平成29年3月末現在4,741人）となっています。団塊の世代が後期高齢者となる2025年には5,224人と、今後ますます増加していくことが予想されています。

障害者については、障害の種類によって増減傾向が異なりますが、全体としては、増減の推移に顕著な傾向は認められません。生活困窮者についても、豊岡市総合相談・生活支援センターへの相談件数の増減は、年度ごと異なり一定の傾向はありません。

ただし、認知症の親と障害者の子、高齢の両親と引きこもりの子が同居する世帯、ごみ屋敷の問題など、複合多問題を抱える世帯や既存の福祉制度の対象にならない「制度の狭間」に陥るケースが増えています。

一方、支え手となる生産年齢の人口は、少子化や若者の市外への流出により減少して~~おりいることから、この支援需要の増加と支え手の減少が~~、福祉現場の人手不足、担い手不足を引き起こし、福祉をとりまく大きな課題の一つになっています。

また、核家族化の進展や住民の意識の変化もあり、人のつながりの希薄化が顕著となっています。このこと~~が~~は、さまざまな福祉的支援が必要な人が孤立し、対応が遅れることで問題が深刻化する要因の一つになっています。~~この様に地域には様々な課題があり、その課題に対応する専門機関も多くある中で、地域と専門職との連携が十分に機能できず、対応が遅れてしまう場合も増えてきています。~~

特に、都市的地域では、集合住宅の居住者など、地域住民間でもお互いどういった住民が居住しているのか十分把握できていない場合もあります。

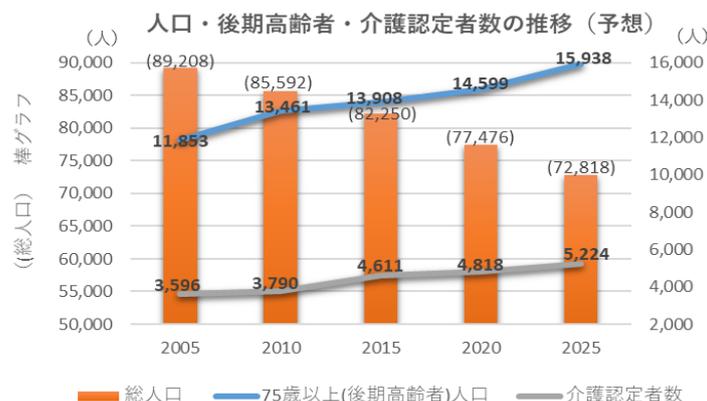
一方、中山間地域では、比較的地域のつながりは残っているものの、生活物資の販売店舗、公共交通機関、生活支援サービス等が身近にないため、自身や家族に運転ができる人がいない住民は、日常の生活を維持することすら苦勞する状態となっています。

“誰もが安心して暮らし続けられる地域”をつくるには、障害の有無にかかわらず全ての住民が社会参加し、健康の維持・向上に取り組むことが重要であり、そのための環境や仕組みをつくる必要があります。それとともに、地域住民による支え合いを含む互助・共助の体制をつくり、公的サービスと補完し合うことが~~必要です~~求められます。

~~そして、それらを行う前提として、地域住民がこれらの課題を我が事として認識し、~~

行政、関係団体、事業者等と協働して解決を図るための協議の場をもつことが重要です。

そして、地域住民がこれらの課題を我が事として認識し、地域住民が実施する活動について行政、社協等の関係団体、企業、事業者等の多様な主体が参画し、協議の場においてそれぞれの主体が持つ機能や社会資源を活用・共有することで、地域課題の解決に向けた活動を実施していく必要があります。



図表2-19 豊岡市の人口・後期高齢者・介護認定者数の推移予想
(出典)

図表2-20 豊岡市の各地域・地区の介護認定者数推移

単位: 人

地域	地区	平成25年	平成30年	増減(H25-30)	地域	地区	平成25年	平成30年	増減(H25-30)	
豊岡	豊岡	508	599	91	日高	国府	139	164	25	
	八条	284	294	10		八代	43	31	▲ 12	
	三江	140	175	35		日高	311	357	46	
	田鶴野	92	85	▲ 7		三方	119	174	55	
	五荘	374	401	27		清滝	76	96	20	
	新田	126	140	14		西気	49	40	▲ 9	
	中筋	104	96	▲ 8		施設等	117	111	▲ 6	
	奈佐	61	81	20		計	854	973	119	
	港	160	201	41		出石	弘道	193	226	33
	神美	114	118	4			菅谷	22	29	7
計	1,963	2,190	227	福住	66		67	1		
城崎	城崎	228	241	13	寺坂		33	28	▲ 5	
	計	228	241	13	小坂		97	111	14	
竹野	竹野南	56	68	12	小野		72	68	▲ 4	
	中竹野	41	45	4	施設等		62	37	▲ 25	
	竹野	148	148	0	計		545	566	21	
	施設等	74	89	15	但東		資母	148	159	11
計	319	350	31	合橋			110	134	24	
市全体	4,245	4,708	463	高橋		78	95	17		
					計	336	388	52		

(出典)

(7) 居住環境

本市の公共交通機関は、鉄道路線として JR 山陰本線と京都丹後鉄道が通っており、通勤通学での利用の割合が高くなっています。

バス路線網については、民間路線バス、市街地循環バス、市営バス（イナカー）、地域主体交通（チクタク）の4つのモードで構成されています。

これらの路線網は主要な鉄道駅や地域の中心部を起点に、農山漁村部の集落までネットワークが構築されており、鉄道駅や停留所までの徒歩圏（駅 800m、停留所 300m）の対人口カバー率は 96%となつていますが、特に山間部の路線では便数の減少などが問題となつており、住民が積極的に利用することで、この公共交通ネットワークを維持していくことが大きな課題となっています。

また、空き家に目を向けると、本市の空き家数は、平成 20 年の 6,280 戸から平成 25 年の 5,690 戸に減少し、空き家率も 18.0%から 16.6%に減少していますが、国や兵庫県の空き家率 13.0%前後と比較すると依然高い水準になっています。

空き家は、著しく老朽化が進んだ場合は、地域にとって好ましくないものになってしましますが、適切な利活用を行うことができれば、地域の資源になり得るものもあります。

今後、ますます人口が減少する中で、管理が不十分な空き家が増加していくことが予想されます。空き家の発生要因では、「居住者の死亡」、「施設入所・入院」、「転居」が上位を占めており、地域での日常的な交流による情報取得や働きかけの重要性が増しています。

図表2-21 豊岡市のJR乗客数（平成28年度）

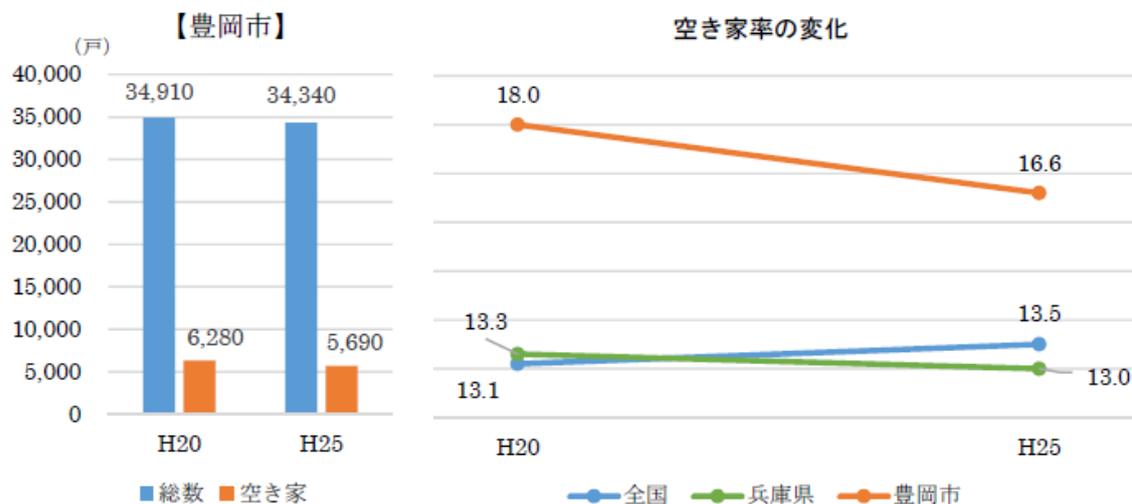
駅名	普通	定期	合計
豊岡	292,000人	396,390人	688,390人
城崎温泉	296,380人	78,840人	375,200人
竹野	49,275人	46,355人	95,630人
江原	72,270人	149,650人	221,920人

(JR西日本)

図表2-22 豊岡市の各種バス運行状況（平成28年度）

	全但バス	コバス	イナカー
営業キロ数	202.5km	21.5km	103.9km
停留所数	323カ所	37カ所	140カ所
在籍車両数	46台	2台	12台

(全但バス、市都市整備課)



図表2-23 豊岡市の住宅総数と空き家数・空き家率の推移

(出典)

図表2-24 豊岡市の危険空き家の調査結果（平成29年度）

(H29.11月末現在)

地域	地区数	現地調査結果（戸数）			計
		①早急に対応が必要と思われる特定空家等候補	②そのまま放置すれば将来特定空家等候補に該当すると思われる空家	③その他の空家（①及び②に該当しない空家）	
豊岡	123	3	10	48	61
城崎	30	0	2	5	7
竹野	42	1	6	13	20
日高	69	4	10	30	44
出石	51	1	4	11	16
但東	42	2	5	20	27
合計	357	11	37	127	175

※地区数については、城崎地域の上山住宅町内会と日高地域の国府テラスの公営住宅自治会を除いている。

(出典)

(8) 伝統・文化

豊岡市内には、但馬国分寺跡や山名氏城跡などの史跡、出石城下町などの歴史的な街並み、出石神社や温泉寺をはじめとした社寺、豊岡杞柳細工や城崎麦わら細工などの伝統工芸といった市内外に知られた数多くの歴史文化遺産があります。

また、身近な地域には、四季の祭礼をはじめ、その地域の住民によって大切に守られてきた地域固有の貴重な文化遺産が多くあります。

それらは、有名ではなくても、その地域の住民にとっての誇りであったり、地域コミュニティへの帰属意識の源であったりする場合があります。

しかし、急速に進む人口減少や少子高齢化による担い手の減少、生活様式の変化など社会的背景の中、多くの歴史文化遺産の保存・継承が困難な状況にあります。さらに、世代間の文化継承の機会や仕組みがないこと等により、若年世代を中心にこれらの遺産が十分に認知されず、地域の活性化に活かされていないといった課題もあります。

特に都市的地域においては、その地区に新しく入ってきた住民も多く、一般的には、地区内の歴史文化遺産についての存在や意味について認知度が低く、その継承や活用についての意義が十分認識されていない傾向があります。

一方、中山間地域では、若年人口が少なく、担い手不足であることからまつり等の伝統文化の継承が困難になってきています。

なお、市では、こうした歴史文化遺産とともに、現代芸術も含めた文化芸術によるまちづくりも進めているところですが、まだ必ずしも多くの住民に理解されているとはいえないといった課題もあります。

ただし、定住促進や観光振興、産業振興などにおいて地域間競争が激化するなかで、地域の魅力を高め、地域活力の向上を図っていくため、地域の歴史文化、芸術を有効に活かしていくことが必要となっているのも事実です。

地域の歴史文化遺産を継承し、地域活性化に活用していくためには、「地域の宝もの」を自ら発見し、調べ学ぶ中で“楽しみ”を見いだし、発信し、その結果として、地区内外の住民がその価値を共有すること、そのことを更に“楽しみ”として広げていくことが求められます。

(9) 産業

豊岡市の平成27年（2015年）における産業別就業者の構成比は、第3次産業就業者が66.3%と最も高く、次いで第2次産業就業者が27.5%、第1次産業就業者が6.2%となっています。

農業については、専業・兼業農家数が年々減少しており、特に第2種兼業農家数が激減しています。それに伴い、経営耕地面積の減少にも歯止めがかからない状況です。

また、人口の減少とともに商店数も減少しています。まちなかでは、大型商業施設の進出や商店街としての魅力低下により中心商業地としての機能低下が進み、市街地の空洞化が進行しています。一方、山間部においては、唯一のスーパーやガソリンスタンドが無くなるなど、住民の生活に影響を及ぼしています。

図表2-25 豊岡市の専業・兼業農家数の推移

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
専業	647	617	468	546	570	472
1種兼業	562	648	361	296	304	303
2種兼業	6,251	5,496	3,703	2,936	2,270	1,768
合計	7,460	6,761	4,532	3,778	3,144	2,543

※平成12年、17年、22年、27年は、販売農家のみ (農林業センサス)

図表2-26 豊岡市の林野面積・蓄積推移

区分	平成19年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
人工林	面積	23,700	23,744	23,746	23,736	23,736	23,781
	蓄積	7,838	8,380	8,555	8,721	8,871	9,033
天然林	面積	29,727	29,671	29,668	29,642	29,633	29,607
	蓄積	3,493	3,520	3,531	3,540	3,547	3,547
国有林 その他	面積	1,876	1,878	1,876	1,892	1,901	1,908
	蓄積	91	102	102	108	108	108
計	面積	55,303	55,293	55,290	55,270	55,270	55,296
	蓄積	11,422	12,002	12,188	12,369	12,526	12,688
人工林比率	43.5%	43.5%	43.5%	43.5%	43.5%	43.6%	43.6%

(兵庫県林業統計書)

図表2-27 豊岡市の経営耕地面積の推移

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
田	4,331	4,114	3,914	3,373	3,013	2,767
畑	615	534	462	315	278	227
樹園地	71	65	58	39	29	25
合計	5,017	4,713	4,434	3,727	3,320	3,019

※平成17年、22年、27年は、販売農家のみ (農林業センサス)

図表2-28 豊岡市の漁獲量の状況（平成28年）

津居山港	竹野浜	合計
2,035	258	2,293

(平成28年) (但馬水産事務所提供) (農林水産部)

図表2-29 豊岡市のかばん関係の事業所数・従業員数、製造品出荷額等

年度	事業所数	従業員数	製造品出荷額等
平成19年	66件	942人	924,068万円
平成20年	73件	1,034人	1,022,284万円
平成21年	68件	887人	829,578万円
平成22年	62件	861人	767,032万円
平成23年	66件	959人	995,378万円
平成24年	62件	911人	889,456万円
平成25年	62件	976人	1,060,268万円
平成26年	62件	1,078人	1,133,051万円

(工業統計調査)

※工業統計の中分類「なめし革・同製品・毛皮」に該当する従業者数4人以上の事業所数

図表2-30 豊岡市の商店数・従業員数

区分	平成16年	平成19年	平成21年	平成24年	平成26年
卸売業 小売業	商店数	1,725件	1,608件	1,597件	1,432件
	従業員数	9,385人	8,607人	9,242人	8,471人
					8,295人

(平成19年 商情統計書) (平成21年、平成26年 商情センサス-基礎調査) (平成24年 商情センサス-基礎調査)

(10) 財産区地区が有する財産

行政区の財産について、平成29年度実施の島根大学と豊岡市との共同研究による行政区アンケート結果によると、回答のあった行政区の92.4%が行政区に何らかの財産を有している状況がわかりました。

また、山林といった財産に関して、行政区に生産森林組合が現存すると回答があった行政区は45.8%あり、地区によっては回答のあったすべての行政区に現存する状況もうかがえました。

人口動態等から、将来的に行政区単位での財産管理が困難になることも考えられ、隣接集落や地域コミュニティ組織が管理を担うことも考えられますが、財産の大小や種類により行政区ごとに管理の程度や方法が異なるため、行政区の財産をいかに適正管理していくかが課題と言えます。

図表2-31 豊岡市の行政区における財産の有無と財産区（生産森林組合）の設置の有無（平成29年度）

単位:行政区

	財産の有無				財産区(生産森林組合)の設置の有無						
	有①	無②	未回答③	①/(①+②)	設置④	かつて⑤	検討中⑥	なし⑦	未回答⑧	④/⑤+⑥+⑦	
豊岡地区	19	1	2	95.0%	3	0	1	15	3	15.8%	
八条地区	8	0	0	100.0%	1	0	0	6	1	14.3%	
三江地区	9	1	0	90.0%	5	1	0	2	2	62.5%	
田鶴野地区	10	0	0	100.0%	3	1	0	5	1	33.3%	
五荘地区	15	1	0	93.8%	2	1	0	10	3	15.4%	
新田地区	8	0	0	100.0%	3	0	0	3	2	50.0%	
中筋地区	8	0	1	100.0%	3	0	0	5	1	37.5%	
奈佐地区	11	0	0	100.0%	3	1	0	5	2	33.3%	
港地区	6	0	0	100.0%	2	0	0	4	0	33.3%	
神美地区	8	0	0	100.0%	3	1	0	1	3	60.0%	
城崎地区	9	11	2	45.0%	2	1	0	13	6	12.5%	
竹野南地区	14	0	2	100.0%	10	1	0	2	3	76.9%	
中竹野地区	4	0	2	100.0%	2	0	0	3	1	40.0%	
竹野地区	10	6	1	62.5%	8	0	0	5	4	61.5%	
国府地区	12	0	0	100.0%	3	0	1	5	3	33.3%	
八代地区	8	0	0	100.0%	2	0	0	4	2	33.3%	
日高地区	15	0	1	100.0%	4	1	0	9	2	28.6%	
三方地区	15	0	1	100.0%	6	0	1	6	3	46.2%	
清瀧地区	7	0	0	100.0%	1	1	0	5	0	14.3%	
西気地区	7	0	0	100.0%	3	0	0	3	1	50.0%	
弘道地区	10	2	2	83.3%	7	0	0	5	2	58.3%	
菅谷地区	5	0	0	100.0%	5	0	0	0	0	100.0%	
福住地区	7	0	1	100.0%	7	0	0	0	1	100.0%	
寺坂地区	3	0	1	100.0%	2	1	0	1	0	50.0%	
小坂地区	10	0	3	100.0%	5	3	0	2	3	50.0%	
小野地区	4	0	0	100.0%	4	0	0	0	0	100.0%	
資母地区	14	1	0	93.3%	9	4	0	2	0	60.0%	
合橋地区	13	0	1	100.0%	8	1	0	4	1	61.5%	
高橋地区	9	0	0	100.0%	8	1	0	0	0	88.9%	
計	278	23	20	92.4%	124	19	3	125	50	45.8%	

(出典)

(11) 社会教育

地域における社会教育の推進については、各種講座やスポーツ大会、文化祭等を通じて、地区公民館時代から地域コミュニティ組織が取組みを継承し、その中心的な役割を担っています。このような取組みは、伝統のあるものが多く、また小学校区と重なっているため、古くからの濃密な付き合いによる人間関係を構築する機能があります。

しかしながら、都市的地域等では、他地域からの移住者が多い場合があるため、新たに人間関係を構築する必要があったり、移住者にとっての新たな取組みに馴染んでいく

必要があったりし、特定の人しか集まらない場合や参加者集めに苦慮する場合があります。

またこうした取組みは、行政区対抗でチームを組んだり演目をしたりする機会が多いため、中山間地域等では、人口減少や高齢化等により運動会の種目にエントリーできない場合や文化祭の演目を辞退するような場合もあります。

地域により事情は異なるものの、住民の参加が困難な状況が共通しているために、どの地域でも参加者を増やすべく取組みの見直しを図っていくことも必要です。しかし、伝統的に行政区から体育部員、文化部員等が出役する機会が多いため、主体的に演目等を見直すことなく、例年通りの取組みが毎年行われている状況が見られます。社会教育の取組みには、人権学習やふるさと教育といった学校教育の補完や伝統文化の継承といった重要な役割も持っており、また取組みを通じた人材発掘・育成機能を有することから、次世代の人づくりを見据えて地域の情勢に見合った取組みが求められます。

2 行政区と地域コミュニティ組織の現状と課題

(1) 行政区の現状と課題

本市においては、今まで行政区が住民自治の中心的役割を担ってきました。しかし、過疎化や少子化、高齢化の進展により、また、まちなかでは住民同士のつながりの希薄化などにより、行政区の活動が弱まっています。

そのことは、婦人会や老人クラブ、子ども会など各種団体の解散、会員数の減少、活動の停滞、役員のなり手がいないなど、組織の存続に関わる問題につながっています。

一方、地域から店がなくなる、高齢者の見守りが必要になるなど地域の課題は多様化しており、これらを単独の行政区で解決していくのは難しくなっています。

そのため、近隣の区を含む区内外の住民やNPO等の団体、大学や行政など多様な主体と柔軟に連携・協働していくことが必要です。

本市では、このための新たな仕組みとして、地区（旧地区公民館区域）を単位とする地域コミュニティ組織が立ち上がりました。

伝統的なコミュニティを基盤とした行政区と、新たに課題認識のもと組織された地域コミュニティ組織が、それぞれの強みを活かしながら住民自治を推進していくことが必要です。

また、行政区やPTAなどの組織は、行政や上部団体からさまざまな事業や会議などの動員・協力が求められており、真面目で積極的な住民ほど疲弊しがちです。地域内の課題を住民自ら解決する余力を残すためにも、不要な事業を見極めて整理していくことが行政側にも求められます。



図表2-32 多様な主体による連携

(出典)

(2) 地域コミュニティ組織の現状

地域コミュニティ組織の現状と課題について、平成 29 年度実施の島根大学と豊岡市との共同研究による地域コミュニティ組織アンケート結果及び行政区アンケート結果並びに地域コミュニティ組織事例集等から得られた状況から次に整理していきます。

① 29 地区の実態

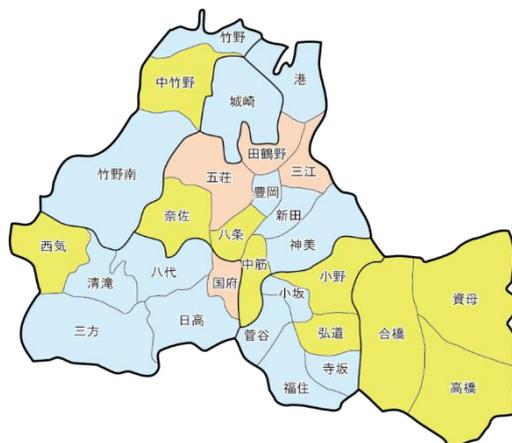
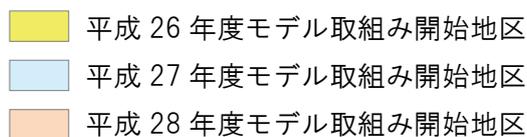
豊岡市では、「豊岡市新しい地域コミュニティのあり方方針」（以下、あり方方針とする）に基づき、全 29 地区公民館の範囲（概ね小学校区。右図）で地域コミュニティ組織を立ち上げました。さらにその活動拠点として、平成 29 年（2017 年）4 月にそれまでの地区公民館を、コミュニティセンターに衣替え一新し、住民の主体的な活動へ繋げつつあります。単一集落の広がりを超えて地域コミュニティづくりを考えた時、人口減少や少子化・高齢化により、これまで単一集落が担ってきた機能の受け皿を検討する必要があります、それらは今後地域コミュニティ組織で担うことが期待されます。

② 組織形態

ア 設立準備会の状況

地域コミュニティ組織設立に向け、モデル地区の取り組みを進めており、平成 26 年度に 10 地区（八条地区、中筋地区、奈佐地区、中竹野地区、西気地区、弘道地区、小野地区、資母地区、合橋地区、高橋地区）、平成 27 年度に 15 地区（豊岡地区、新田地区、港地区、神美地区、城崎地区、竹野地区、竹野南地区、八代地区、日高地区、三方地区、清滝地区、福住地区、寺坂地区、菅谷地区、小坂地区）、平成 28 年度に 4 地区（五荘地区、三江地区、田鶴野地区、国府地区）が「モデル地区」としての取り組みを開始しました。

また、各地区で定めた各地域コミュニティ組織の名称は各地区で定めており、各地区の特徴を表す一つの要素と言えます。



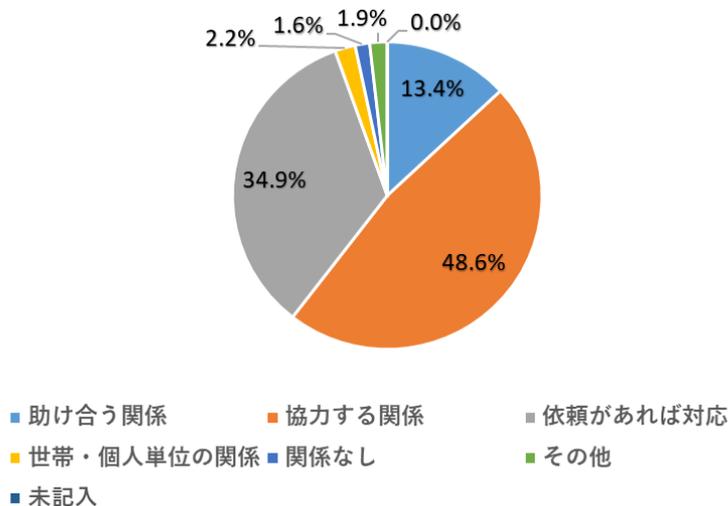
図表2-33 各地区のモデル地区の取り組み年度

(出典)

イ 行政区による協力

行政区は地域コミュニティ組織の運営において関わりが深いと言えます。これは行政区アンケート結果においても明らかであり、行政区と地域コミュニティ組織との関係について市全体としては、「協力する関係にある」が156区（48.6%）、「助け合う関係にある」が43区（13.4%）、「依頼があれば関わっている」が112区（34.9%）という結果となりました。また、地域コミュニティ組織アンケート結果において、地域コミュニティ組織の運営における区長会の関わりについて、「区長会とは別組織だが連携して運営すべきである」という回答が29組織中24組織からありました。さらに、地域コミュニティ組織と行政区との関係について、「密接に連携する相互補完関係」が12組織、「相互に協力する関係」が13組織、「運命共同体」4組織という結果となりました。

このことは、多くの地区において設立準備段階から区長会を中心に組織設立に向けた検討が行われてきたことが関係しているためと**言えみられ**、設立初期段階の運営において行政区、とりわけ区長会・町内会が重要な役割を担っていることがうかがえます。



図表2-34 行政区と地域コミュニティ組織の関係
(行政区アンケート 360行政区中、321行政区から回答)

③ 地域コミュニティ組織による事業の実施

あり方方針では、「地域振興」、「地域福祉」、「地域防災」、「人づくり」の4つの分野を地域コミュニティ組織が担う重点機能と位置付けており、各組織この方針に沿った形の部会を作っています。それ以外にも、地区の実情に応じて必要な部会を設けています。

特に「地域振興」、「地域福祉」、「地域防災」といった分野は、これまで地区単位で行う機会が少なかった分野であり、各地区で新しい取り組みが見られます。

また、行政区や任意団体のみでは、取り組みの賛同者が限られていたり、運営が難しかった状況**からがあり**、これまで実現できなかった取り組みについて、その受け皿になる地域コミュニティ組織もみられ、住民自治の新しいかたちの表れともいえます。

図表2-35 地域コミュニティ組織の名称と部会

地域	地区名	地域コミュニティ組織の名称(上段)と各組織の部会(下段)	地域	地区名	地域コミュニティ組織の名称(上段)と各組織の部会(下段)
豊岡	豊岡	とよおかコミュニティ31 ▶環境づくり部会▶まちづくり部会▶安心安全づくり部会▶人づくり部会	日高	国府	コミュニティこくふ ▶人づくり文化部▶人づくり体育部▶地域福祉部▶地域防災部▶まちづくり部
	八条	八条コミュニティ ▶公民館部▶地域振興部▶福祉部▶防災部		八代	八代おもしろいやりネット ▶コミュニティ振興部(地域振興・防災・福祉)▶コミュニティ育成部(文化推進・体育推進)
	三江	三江コミュニティ ▶生涯学習部会▶福祉部会▶防災部会▶特別対策部会		日高	日高地区コミュニティ「きらめき日高」 ▶ふるさとまちづくり部▶安心みまもり部▶人づくり部
	田鶴野	コミュニティたづるの ▶文化教養部会▶体育健康部会▶福祉ふれあい部会▶子育て部会▶防犯防災部会▶ふるさと振興部会		三方	コミュニティ三方 ▶企画・郷づくり部▶福祉・環境部▶体育・健康部▶文化・教養部▶防災・安全部
	五荘	コミュニティ五荘 ▶体育部▶文化部▶福祉部▶防災部		清滝	桜・清流の郷きよたき ▶人づくり体育部▶人づくり文化部▶地域振興部
	新田	コミュニティ新田 ▶人づくり部▶ふくし部▶あんぜん部▶みひらき部		西気	西気明日のいしずえ会 ▶ひとづくり体育部▶ひとづくり文化部▶みまもり部▶きずな部▶むらづくり部▶西気村誌編集プロジェクト(仮称)
	中筋	コミュニティなかすじ ▶人づくり文化部▶人づくり体育部▶まちづくり部▶福祉部▶ふれあい部▶防犯部▶まちづくり部▶地域振興部▶福祉推進部▶環境特別部		弘道	弘道コミュニティ協議会 ▶環境づくり部会▶まちづくり部会▶安心づくり部会▶人づくり部会
	奈佐	奈佐地区コミュニティ なぎさの会 ▶生涯学習部▶ささえあい部▶自治振興部		菅谷	はにの里菅谷協議会 ▶総務・振興部会▶福祉部会▶防災部会▶人づくり部会
	港	コミュニティみなと未来 ▶総務・広報部会▶文化教養部会▶体育厚生部会▶女性部会▶福祉部会▶防災・防犯部会		福住	福住ふれあい協議会 ▶人づくり部▶安全安心部▶生活環境部
	神美	神美コミュニティ ▶振興部会▶福祉部会▶防災・防犯部会▶スポーツ・文化部会▶生活環境部会▶生涯学習部会		出石	床尾の里でらさか ▶地域振興部会▶人づくり部会▶ささえあい部会▶防犯・防災部会
	城崎	コミュニティ城崎 ▶まちのつながり部▶公民館のつながり部▶学びのつながり部▶安心のつながり部		寺坂	夢コミュニティ小坂 ▶あんしん・助け合い部会▶人づくり部会▶里おこし部会
	竹野南	竹野南地区コミュニティわいわい み・な・み ▶チームみなみ ※チームみなみは、事業を実施するための実行委員会		小坂	小野コミュニティ ▶総務防災部▶健康福祉部▶人材育成部
	竹野中	中竹野地区コミュニティ ▶くらし部会▶めぐみ部会▶あゆみ部会		資母	資母まちづくり協議会 ▶広報部会▶人づくり部会▶まちづくり部会▶暮らしづくり部会▶集落づくり部会
	竹野	コミュニティたけの ▶「生涯学習事業(旧公民館事業の継承)」部会▶「地域コミュニティ事業」部会▶「女性の活躍」部会▶「地域で子どもを育てる」部会		但東	コミュニティあいはし ▶農地環境部▶自然観光部▶生活支援部▶防災部▶人づくり部
			高橋	高橋振興対策協議会 ▶きかく部▶ささえあい部▶地域づくり部▶人づくり部	

(出典)

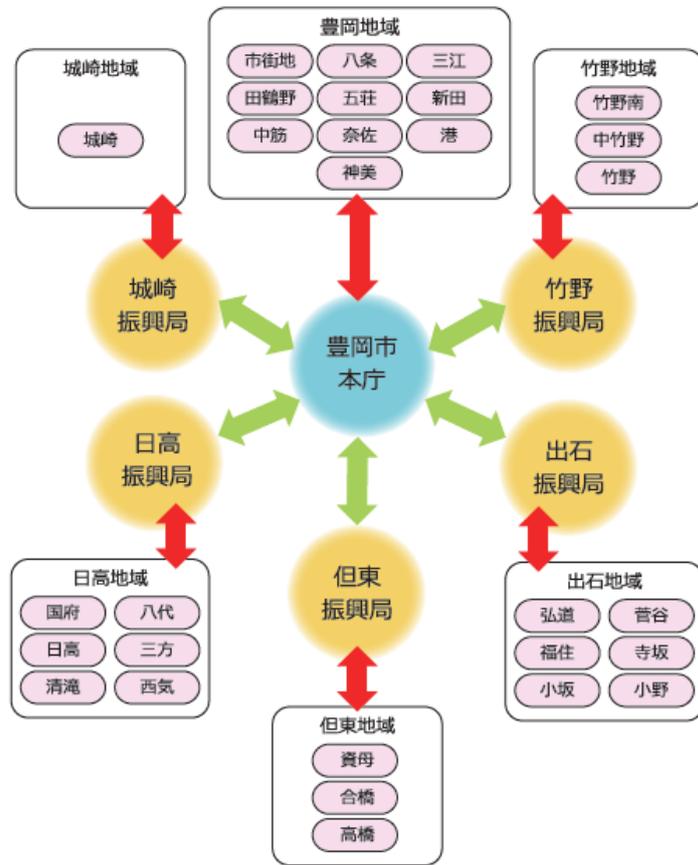
④ 行政との関係

地域コミュニティ組織の運営に関して、豊岡地域においては、本庁コミュニティ政策課が、城崎地域、竹野地域、日高地域、出石地域、但東地域においては、各地域振興局地域振興課が窓口となっています。また、地域担当制をとっており、担当職員が各組織の交付金の執行や組織体制の検討等に加わっており地域に根差した協働のきざしもみられます。

各組織への交付金については、モデル地区へ3年間、~~において~~創生事業交付金を交付し、活動創成期における取組みの後押しになる支援を行ってきました。また、新しい地域コミュニティがスタートした平成29年度からは、一括交付金として、使途に制限を設けないコミュニティづくり交付金を交付するとともに、提案方式による活動促進事業交付金を平成29年度は8地区、9事業、平成30年度は11地区19事業について交付しており、地区の独自性や新しい取組みの萌芽にも繋がっているとと言えます。

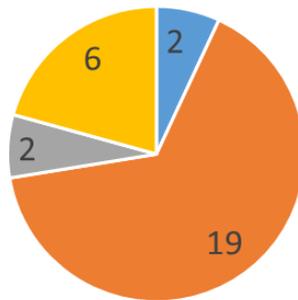
一方、地域コミュニティ組織アンケート結果から、住民と行政との協働に関して、「~~組織運営において~~住民と行政と協働で行うものについては、行政に積極的な関わりをもって欲しい」という回答が19組織からあり、~~組織における課題解決等に向けて~~組織と行政との協働の取り組みに関しては、行政の積極的な関わりが求められます。

以上のような現状を踏まえ、次に地域コミュニティ組織の課題について整理します。



図表2-36 地域コミュニティ組織と行政との関わり

(出典) 新しい地域コミュニティのあり方方針



- 行政の関わりはさほど必要ではない
- 協働で行うものは行政に積極的な関わりを持ってほしい
- あらゆる面で積極的に関わりを持ってほしい
- 着かず離れずの関係を維持して欲しい

図表2-37 行政と地域コミュニティ組織の関係

(地域コミュニティ組織アンケート 全29組織から回答 単位：組織)

(2) 地域コミュニティ組織の課題

地域コミュニティ組織における課題について、地域コミュニティ組織アンケート結果を地域ごとにまとめると図表 2-38、図表 2-39 のとおりとなりました。

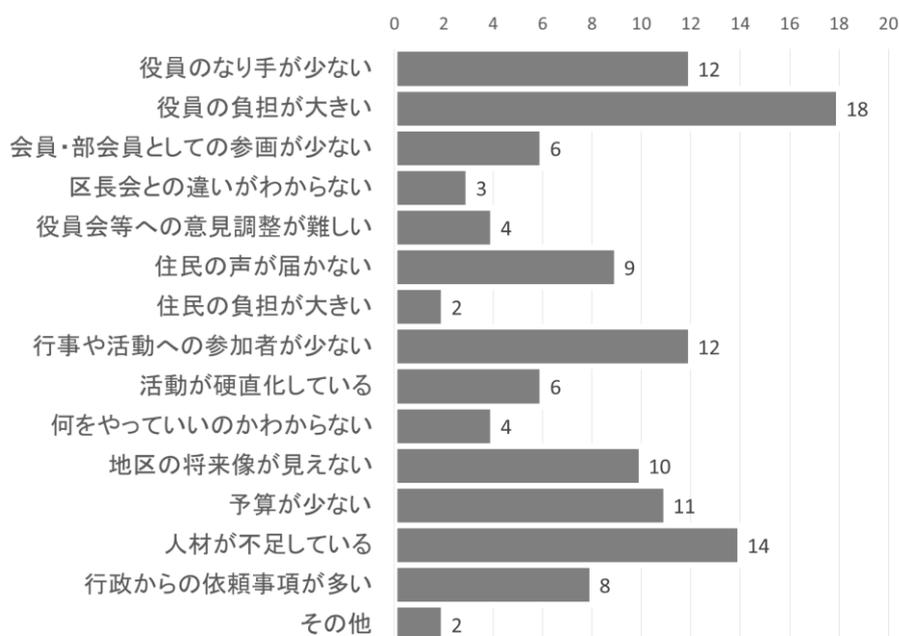
図表2-38 地域コミュニティ組織の課題

項目/地域	単位:組織						
	全地区 29組織	豊岡 10組織	城崎 1組織	竹野 3組織	日高 6組織	出石 6組織	但東 3組織
役員のなり手が少ない	12	5	1	0	1	5	0
役員の負担が大きい	18	6	0	2	4	4	2
会員・部会員としての参画が少ない	6	2	0	0	1	2	1
区長会との違いがわからない	3	1	0	0	1	1	0
役員会等への意見調整が難しい	4	0	0	1	3	0	0
住民の声が届かない	9	3	0	0	1	3	2
住民の負担が大きい	2	1	0	0	1	0	0
行事や活動への参加者が少ない	12	5	1	0	2	3	1
活動が硬直化している	6	2	0	0	2	1	1
何をやっていいのかわからない	4	1	0	0	0	2	1
地区の将来像が見えない	10	3	0	0	0	5	2
予算が少ない	11	6	1	0	1	2	1
人材が不足している	14	4	0	1	2	5	1
行政からの依頼事項が多い	8	3	0	0	1	2	2
その他	2	0	0	1	0	0	1
合計	121	42	3	5	20	35	15

※項目は複数回答可で全29組織が回答

※網掛けは、地域で半数以上の組織が回答した項目

(平成29年度地域コミュニティ組織アンケート結果)



図表2-39 地域コミュニティ組織の課題

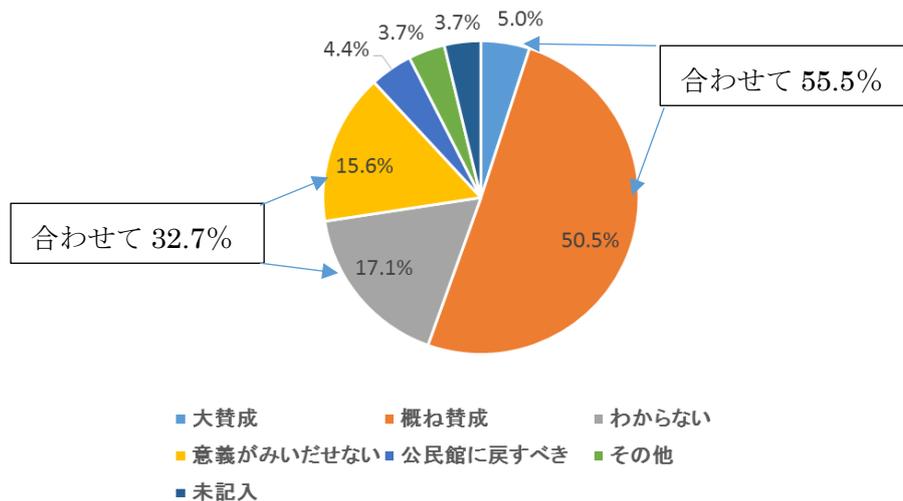
[地域コミュニティ組織アンケート 全29組織から回答(複数回答可) 単位:組織]

① 理念や仕組の認識不足

地域コミュニティ組織を立ち上げる上で、最も苦勞したことについて地域コミュニティ組織アンケート結果から、「地域コミュニティに対する理解が浸透していなかったこと」という回答が 21 組織からありました。これに関連して、行政区アンケートにおい

でも同様の状況が見られ「地域コミュニティ組織の設立に大賛成」、「概ね賛成」と回答した行政区は合わせて178区（55.5%）でした。

一方、「地域コミュニティのことがよくわからない」、「設立意義が見いだせない」と回答した行政区は合わせて105区（32.7%）あり、看過できない状況にあります。このことは、以下に続く組織構造や運営体制、事業計画や特定の役員等への負担過多といった課題に繋がっていると言えます。

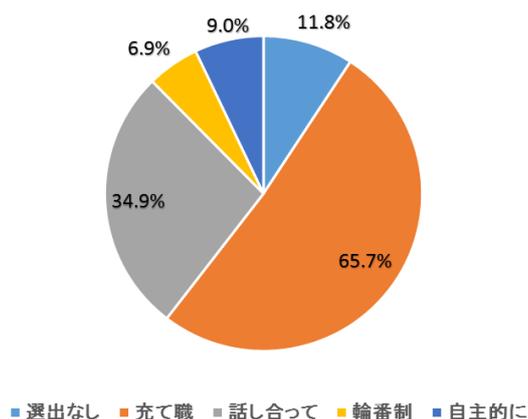


図表2-40 組織立ち上げの意義
(行政区アンケート 360行政区中、321行政区から回答)

② 組織・役員

行政区アンケート結果から、行政区から地域コミュニティ組織への役員・部員等の選出方法について、211区（65.7%）が「行政区の充て職」という状況であり、これは、先に述べた通り区長・町内会長が地域コミュニティ組織と関わりが深い状況に関連すると言えます。また、112区（34.9%）が「区内の話し合いで選出」されており、多くの地区で行政区を通じた選出方法になっていることがわかります（複数回答あり）。

これは、前述のとおり行政区の協力が重要である表れと同時に言えますが、行政区にとっては区の負担増や区に新たな役職を設ける必要が生じている状況とも言え、役員等の選出方法や地域コミュニティ組織と行政区との役割を明確にしていく必要があります。



図表2-41 行政区からの役員・部員等の選出方法
(行政区アンケート 360行政区中、321行政区から回答)

③ 運営体制

地域コミュニティに関わる運営体制~~においてでは~~、組織の役員のみで運営に当たる状況が~~うかがえ~~あります。これは、地域コミュニティ組織アンケート結果からもうかがえ、地域コミュニティ組織に関わる課題について、「役員の負担が大きい」という回答が18組織あり、設問の中で一番多い回答となりました（複数回答あり）。このことから適材適所の業務や必要な人員の確保等が求められます。

④ 取組み内容

平成29年度における各組織の取組みを概観すると、地域課題解決に向けた取組みもみられるものの、総体としては公民館時代から継承される「人づくり」に関わる事業を中心に行う傾向が~~うかがえ~~ありました（平成29年度地域コミュニティ組織事例集）。今後、取組みが進む中で、多様な地域課題の発見とその解決に向けた検討をする場合、現在の地域コミュニティ組織の体制では運営が困難な場合もあります。

⑤ 計画性のある取組み

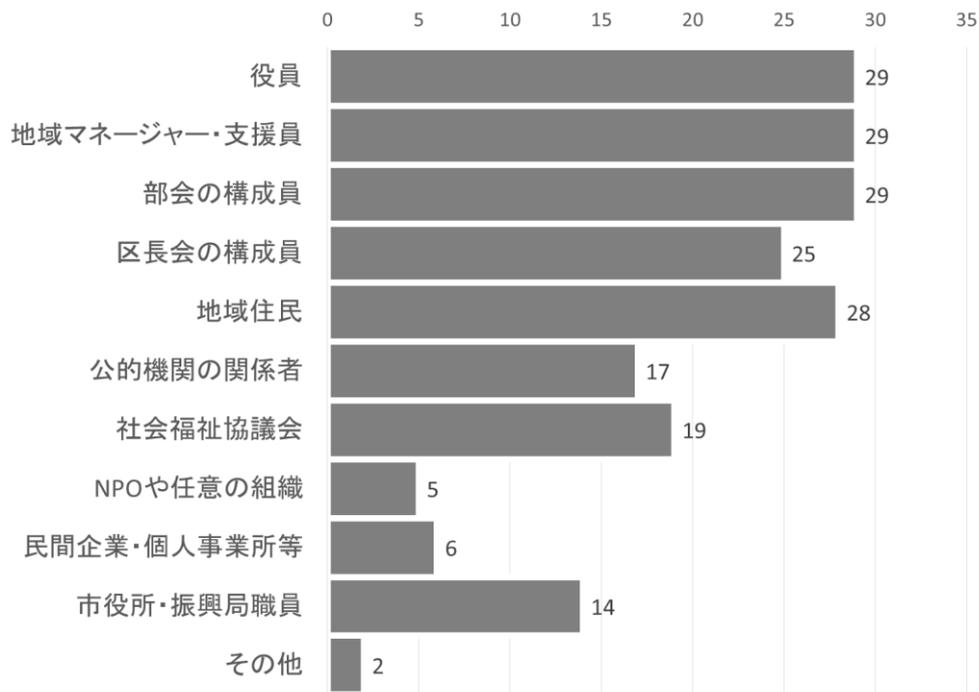
地域コミュニティ組織アンケート結果からは、「地区の将来像が見えない」という回答が10組織からありました~~（複数回答あり）~~。これに関連して各地域コミュニティ組織へは、設立初期段階の運営を計画的に行うため、モデル地区期間中に「初めの第一歩計画」策定を推進しており、これまでに22組織が策定をしていますが、全組織の策定には至っていません。さらに、将来に渡った計画づくりが必要であり、次のステップとして、「地域づくり計画」の策定を推進していますが、現在5組織が策定するにとどまっています（この5組織は「はじめの第一歩計画」策定組織と重複なし）。

社会的情勢から地域の見通しが不明確な状況ですが、地区の計画が立っていないことが「地区の将来像が見えない」という状況の一因になっていると考えられ、今後、各地区における計画づくりが求められます。

⑥ 多様な主体の参画ができていない

地域コミュニティ組織は、既存の行政区のような地縁的な繋がり住民のみだけでなく、多様な主体の参画により地域の課題解決等が期待されます。

しかしながら地域コミュニティ組織アンケートからは、参画する主体の多くは地区内の住民であり、企業や団体等の関わりは、総体として薄い状況です。これは、公民館時代の取組みが継続している点と将来を見据えた計画が策定されていない点~~に関係が深いと言えませんが関わっています~~。



図表2-42 地域コミュニティ組織の取組みへの参加主体

【地域コミュニティ組織アンケート 全29組織から回答（複数回答可）単位：組織】

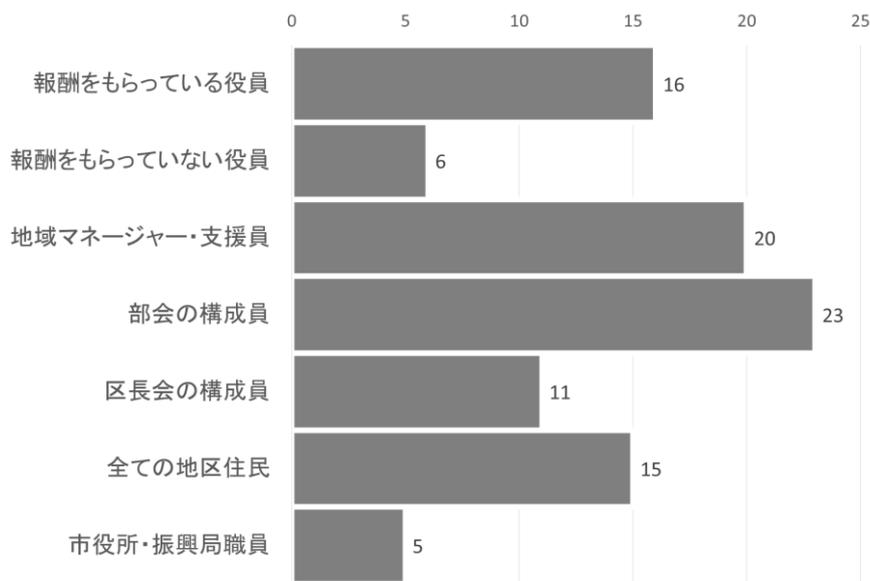
⑦ 人材発掘・人材育成ができていない

地区の内情においては、組織の必要な人材発掘・育成が出来ていない状況~~があります~~です。地域コミュニティ組織アンケート結果~~からは~~では、「役員のみ手がいない」という回答が 12 組織、「人材が不足している」という回答が 14 組織となりま~~す~~した（複数回答あり）。取組みの実行体制について行政区からの動員が多いという状況を踏まえると、運営の補助者は一定程度期待できるものの、組織運営の中核を担う人材発掘・育成が求められます。

⑧ 地域マネージャーの負担大や適任者不在

前述の組織運営の中核を担う人材発掘・育成という点に関連して、地域コミュニティ組織アンケートにおける組織の「活動の中心となるべき人物」に関する問いに対して「部会構成員」という回答が 23 組織、続いて「地域マネージャー」という回答が 20 組織という結果でした~~（複数回答あり）~~。

部会構成員は、関係行政区からの動員が多いため、アンケート結果における「活動の中心となるべき人物」という期待とは裏腹に多くは実行体制が伴っていない状況にあ~~る~~と言~~え~~ま~~す~~ります。つまり、地域マネージャーへの負担~~増~~夫に~~繋~~が~~り~~は大きく、それを引き受ける次期地域マネージャー~~が~~の不在~~という状況に結びついてしま~~いますに~~繋~~がるという懸念があります。

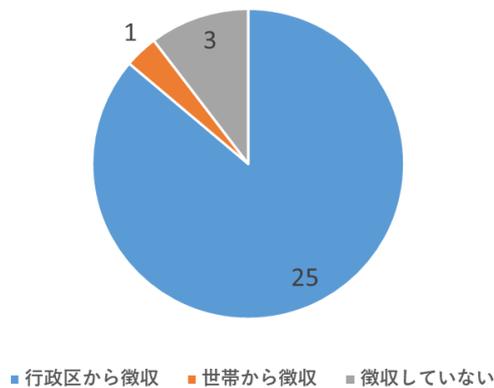


図表2-43 地域コミュニティ組織の取組みにおいて中心となるべき者

〔地域コミュニティ組織アンケート 全29組織から回答（複数回答可）単位：組織〕

⑨ 活動資金の確保

地域コミュニティ組織アンケート結果における地域の課題について「予算が少ない」と回答した組織が11組織ありました。また、各戸から地域コミュニティ組織への会費や負担金の有無に関して、額の大小はあるものの、26組織で徴収があるという回答がありました。今後、地区の人口減少や世帯減少にともない収入額の減少等も考えられるため、各組織で必要な部分に活動資金が投入できる仕組みづくりが求められます。



図表2-44 地域コミュニティ組織への会費・負担金徴収の有無

〔地域コミュニティ組織アンケート 全29組織から回答 単位：組織〕

⑩ 住民の理解・参画不足

地域コミュニティづくりは、行政区といった地縁的な繋がり組織と比較した場合、一戸一票制に捉われない、自由に地区住民誰もが参画でき、住民も発言しやすい仕組みづくりと言えます。しかしながら、地域コミュニティ組織アンケート結果から、「行事や活動への参加者が少ない」という回答が12組織あり、さらに「住民の声が届かない」という回答が9組織からありました。このことは、単に取組みの周知不足というだけでなく、地区住民のニーズ把握が不十分である状況とも言えます。

3 地域コミュニティ組織の支援施策

(1) 財政支援（交付金の交付）

① コミュニティづくり交付金

地域コミュニティ組織が安定的・継続的に活動できるよう組織運営や事業・活動に係る経費に対する財政支援措置として交付しています。

現在の交付額の積算は、補助員人件費相当額、活動費相当額からなり、補助員人件費相当額は市嘱託職員1名と旧公民館時代の生涯学習支援員の人件費相当額、活動費は旧公民館活動費の平均額の1.3倍の額を地区ごとに均等割80%、人口割20%で配分しています。

ただし、宗教や政治目的の活動費以外であれば、その使途に制限はなく、地区や組織の実状に応じて柔軟に活用することができます。

② 地域コミュニティ活性化交付金（活動促進事業交付金）

地域コミュニティ組織が地域づくりに関する計画に基づき、新たな活動や事業を実施するための財政支援措置として、当該事業の開始から3年間に限り交付しています。

交付額は、原則1組織50万円以内ですが、特別の事情があると認められる場合は、それを超える額の交付を受けることができます。

実際の交付の可否、交付限度額は、地域コミュニティ組織から事業提案を受け、審査委員会の意見を踏まえて決定しています。

③ コミュニティセンター管理委託料

コミュニティセンターの管理責任は市が負いますが、利用者の利便性等を考慮し、管理業務の一部（施設の受付・利用の対応、軽微な清掃、施設の日常の点検や修繕箇所の把握等）を地域コミュニティ組織に委託しており、均等割と利用回数割により計算した委託料を支払っています。

※図表 2-37 交付金等による支援 参照

(2) 人的支援

地域コミュニティ組織の運営や地域づくり活動に係る事務といった組織の事務局的機能を支援する職員~~（地域マネージャー）~~として、組織の活動拠点であるコミュニティセンターに~~地域マネージャー（市嘱託職員）~~を配置しています。

~~地域マネージャーは現在、市が雇用し各地区に派遣する形態をとっていますが、将来的には各組織で雇用することを想定しています。~~

(3) 活動拠点の提供

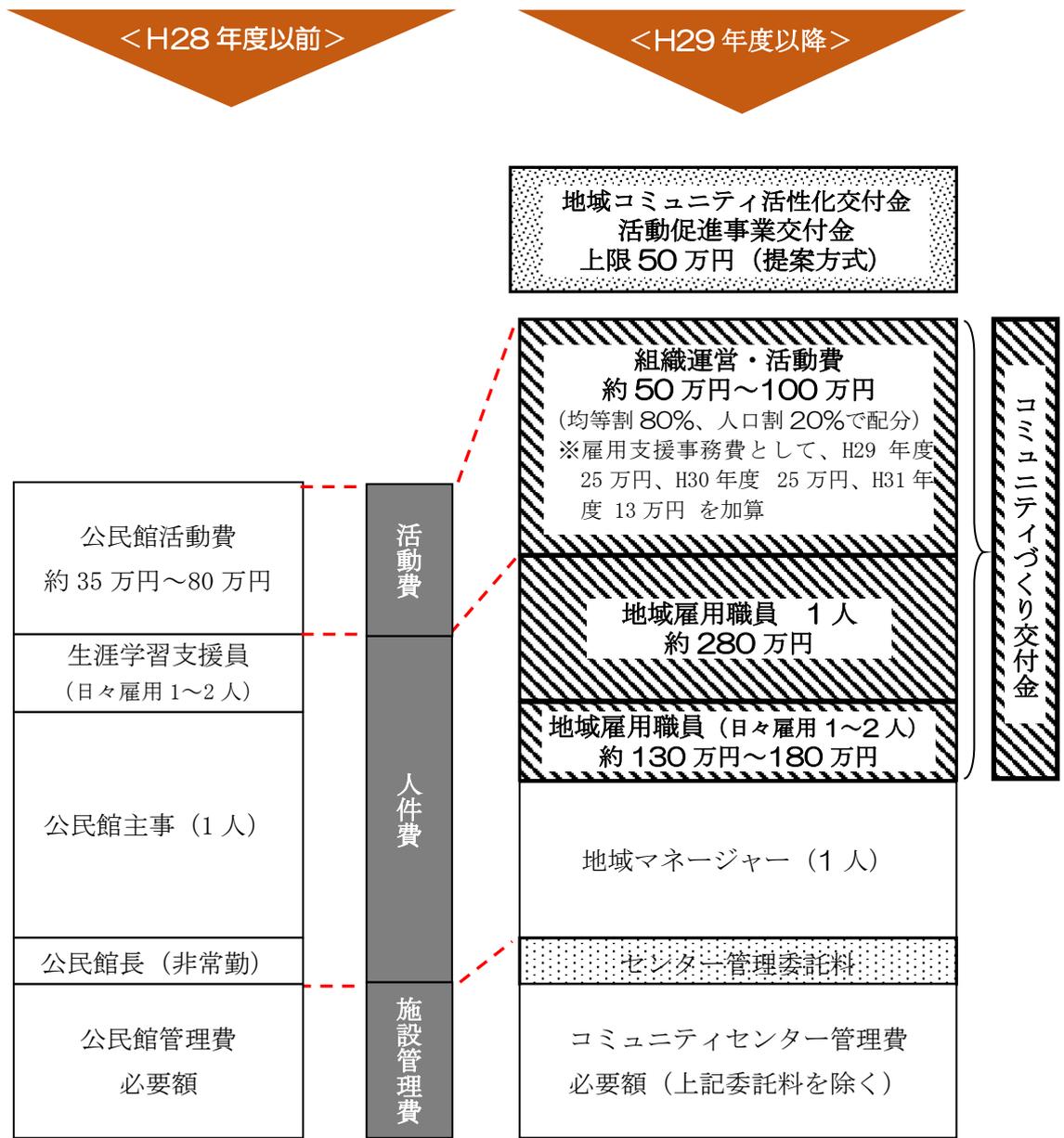
~~地域コミュニティ組織の活動拠点（事務所）として、コミュニティセンターの事務室を使用してもらっています。~~

~~地域コミュニティ組織の事務所として、地区コミュニティセンターの事務室の使用を許可しています。~~

~~地区コミュニティセンターについては、地域コミュニティ組織の事務所としてだけで~~

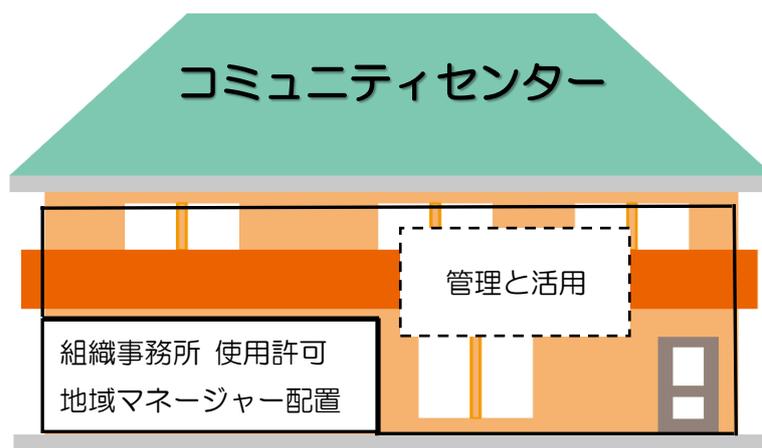
はなく、地域のさまざまな課題を解決するための住民自治の拠点として位置付けています。

※図表 2-38 活動拠点 参照



(出典)

図表2-37 交付金等による支援



図表2-38 活動拠点
(出典)

(4) 組織間連携、人材育成支援

地域コミュニティ組織間の連絡会、テーマ別意見交換会、とよおか地域づくり大会活動事例発表会などの実施・企画提案等を通じて、組織間の連携や人材育成を支援しています。

また、「地域マネージャー養成講座」や「地域づくりスタッフのための会議の進め方セミナー」を実施するなど、事務局を担う人材の育成も行ってきました。



▲地域づくり大会 2018

(5) 地域づくりの協働推進、庁内調整

豊岡地域はコミュニティ政策課に、他地域はそれぞれの振興局地域振興課に地域コミュニティ推進担当者を配置し、地域コミュニティ組織からのさまざまな運営上の相談に応じていますとともに必要に応じて庁内調整を行っています。

しかしながら、各振興局地域振興課の担当者は他の業務との兼務であり、地域コミュニティの推進に十分な時間が割けないのが現状です。また、城崎地域は1地区、竹野・但東地域は各3地区、日高・出石地域は各6地区と振興局管内の地域コミュニティ組織数が一律でないことから、振興局によって地域コミュニティ組織との関わりに違いがあ

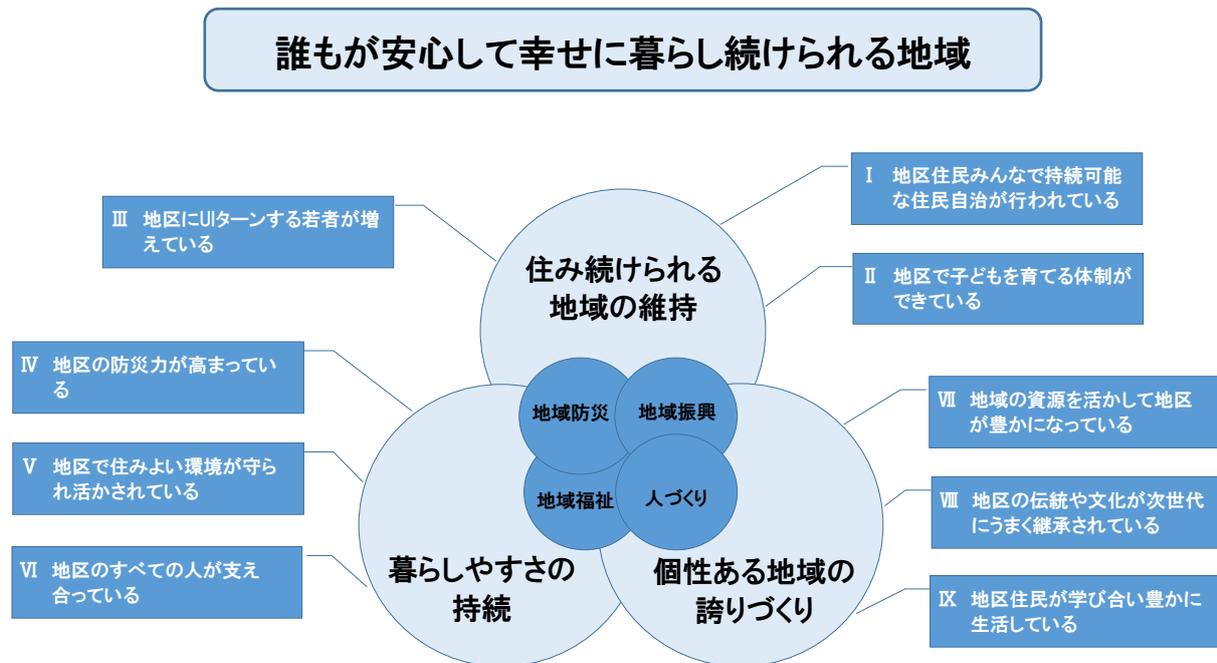
ることが考えられます

地域コミュニティ組織アンケート結果から、住民と行政との協働に関して、「住民と行政と協働で行うものについては、行政に積極的な関わりをもって欲しい」という回答が 19 組織からあり、組織における課題解決等に向けて行政の積極的な関わりが求められていますが、それに応える体制が整っておらず、庁内推進体制の構築が課題となっています。

第3章 求められる地域コミュニティ像 —めざす将来像—

1 めざす地域コミュニティの将来像

第2章において明らかとなった地域コミュニティの現状と課題を踏まえ、地域の基盤である行政区と、地域の課題解決（守り）と地域資源の活用（攻め）といった2大側面をもつ地域コミュニティ組織が車の両輪となり、めざす地域コミュニティの将来像を以下のとおりとします。



図表3-1 めざす地域コミュニティの将来像

《理念》

『誰もが安心して幸せに暮らし続けられる地域』

誰もがその地域を誇りに思い、お互いに助け合い、安心して、また、幸せを感じながら暮らすことができる地域の実現をめざします。

《目標》

①住み続けられる地域の維持

地域を守り、維持していくためには、最低限の人口を保つ必要がありますちましよう。

②暮らしやすさの持続

自分たちの地域は自分たちで守り、より良くしていく必要がありますきましよう。

③個性ある地域の誇りづくり

地域資源の活用により、地域の可能性を見だし、将来に伝えていく必要がありますきましよう。

《達成期限》

平成 41 年度（2029 年度）

《方法》

住民、行政、その他関係者による協働・~~総働~~により実現します。

2 具体的なコミュニティ像

目標として掲げた①住み続けられる地域の維持、②暮らしやすさの持続、③個性ある地域の誇りづくりのため、具体的なコミュニティ像の実現に向けた取組みを以下に例示します。

図表3-2 具体的なコミュニティ像を実現するための取組み例

目標	具体的なコミュニティ像	分野	重点機能	地域	活動内容
住み続けられる地域の維持	I 地区住民みんなで持続可能な住民自治が行われている	住民自治	地域振興	共通	行政区の自治運営の仕組みづくり、地区の自治運営の仕組みづくり 他
				都市的領域	近隣住民による些細な声掛け、行事への丁寧な参加募集 他
				中山間地域	行政区の行事の見直し、住民個々人の負担が軽減できるような仕組みづくり 他
	II 地区で子どもを育てる体制ができている	子育て・学校教育	人づくり	共通	通園・通学時の見守り活動、放課後児童クラブの運営 他
				都市的領域	親子で楽しめるイベントの実施、地区版ファミリーサポート事業 他
				中山間地域	学校の清掃活動への地区住民の参加・協力、小学校及び地区の運動会での相互協力 他
	III 地区にUターンする若者が増えている	定住人口	地域振興	共通	ふるさと教育の更なる推進、SNS等による地区の情報発信 他
				都市的領域	空き店舗のリストアップと活用の検討、日常的な交流による情報取得 他
				中山間地域	空き家のリフォームによる定住促進、空き家の維持管理活動 他
暮らしやすさの持続	IV 地区の防災力が高まっている	防災	地域防災	共通	防災訓練、防災マップの作成、防災士の育成、自主防災組織の担い手育成 他
				都市的領域	平時における地域でのあいさつ運動、過去の災害情報の共有 他
				中山間地域	隣接行政区との合同防災訓練、自主防災組織のサポート 他
	V 地区で住みよい環境が守られ活かされている	居住環境	地域振興	共通	地域資源や魅力の把握、地域資源の管理方法の検討 他
				都市的領域	集客施設や商店街の地域ぐるみによる美化活動、空き地・空き店舗の活用 他
				中山間地域	営農法人の組織化・運営、農地の利活用 他
	VI 地区のすべての人が支え合っている	健康福祉	地域福祉	共通	生活課題協議会の設置、特産品づくりサロン・ミニデイサービス 他
				都市的領域	常設型サロン・カフェの開設、よろず相談窓口の設置 他
				中山間地域	移送サービスの実施、小規模多機能拠点の運営 他
個性ある地域の誇りづくり	VII 地域の資源を活かして地区が豊かになっている	地域資源活用・産業	地域振興	共通	地元産品の購買活動、特産品の開発・販売 他
				都市的領域	地区内商店街の利用促進、新たな魅力づくりの検討 他
				中山間地域	体験交流イベントの実施、地区の魅力の情報発信 他
	VIII 地区の伝統や文化が次世代にうまく継承されている	伝統・文化	人づくり	共通	歴史文化学習会の実施、歴史文化に関する世代間交流会の開催 他
				都市的領域	新旧住民協働による神社・仏閣の定期的な清掃・点検・修繕、地区歴史文化豆事典の作成 他
				中山間地域	地区歴史文化遺産の研究・発信、地区の伝統文化体験ツアーの企画・実施 他
	IX 地区住民が学び合い豊かに生活している	社会教育	人づくり	共通	社会教育の持続可能な体制整備、広く地区住民が参加できる取組みの模索 他
				都市的領域	子どもやその親が関心を寄せる取組みの模索、新たな担い手として世代交代が出来る仕掛けづくり 他
				中山間地域	運動会のチームの再編、スポーツ行事の種目の見直し、さまざまな世代が参加しやすい工夫 他

(1) 住み続けられる地域の維持

① 地区住民みんなで持続可能な住民自治が行われている

市内 360 行政区は、人口や世帯数が一様ではないものの、地縁的な互助、身近な資源保全や課題解決という点において、一番身近で地域の実情を汲みとる機能を持つコミュニティと言えます。

行政区の自治運営について持続可能なものにするを前提に、地区内で行政区の自治運営を助け合う仕組みづくりが必要です。一方、行政区は一戸一票制によることから、新しい考えを汲み取りにくかったり、若い世代の参画が難しかったりします。

このことから、地域コミュニティづくりにおいては、地区単位の取組みだけに着目するのではなく、行政区単位の自治運営も含めて、地区全体の自治運営の仕組みを地区住民皆で考え、創り上げていくことを目指します。

【都市的地域】

新興住宅地や賃貸住宅等居住者が多い傾向があり、そういった住民は、行政区単位の取組みへの参加率が低い状況がうかがえます。これは単に参加意識が低いということだけではなく、旧来からの居住者からの情報伝達が行われていない場合もあります。このことから、まず行政区単位の取組みの参加率を高める工夫をし、志の高い住民においては、行政区を越えた取組みにも参加できるような仕組みづくりが考えられます。具体的には近隣住民による些細な声掛けや行事への参加募集を丁寧に行う等が挙げられます。

【中山間地域】

行政区単位の自治運営に関して、人口減少や高齢化率が高い傾向にあることから、無理なく自治運営を行うために、取組みを見直したり、行政区を越えた隣接する行政区同士や地区単位で部分的に自治運営をすすめたりすることが考えられます。

具体的には、行政区単位での行事を取りやめたり、資源管理を生活に支障をきたさない程度に留めたりすることが挙げられます。また、行事や資源管理の中に公益性が高い等、地域としての保全が有効なものは、地区全体で保全したり、地区出身者や都市住民等の手も借りたりしながら、住民個々人の負担が軽減できるような仕組みが挙げられます。

② 地区で子どもを育てる体制ができている

安心して子育てができる環境をつくるためには、家庭だけではなく地域コミュニティの中で子どもを育てることが大切です。そのため、多世代の住民が子どものことを気にかけて、健やかな成長を支援する地区をめざします。具体的な取組み例としては、既に取り組んでいる通園・通学時の見守り活動の更なる推進や将来的な放課後児童クラブの運営などが挙げられます。

【都市的地域】

アパートや団地など人の出入りが多い状況にあり、付き合いが希薄になりがち~~な地域~~~~では、~~です。そのため保護者同士がつながる機会を創出するなど、関係性の構築された地区をめざします。具体的な取組み例としては、親子で楽しめるイベントの実施や地区版ファミリーサポート事業の実施などが挙げられます。

【中山間地域】

小学校の児童数の減少に伴い、PTA だけで学校行事の運営が困難な場合は、~~は~~ありません。そのため子どもの保護者以外の地区住民も学校行事に参加・協力し、地域全体で学校を支える体制が構築された地区をめざしています。具体的な取組み例として~~は~~、小学校の清掃活動への地区住民の参加・協力や小学校及び地区の運動会での相互協力などが挙げられます。



▲見守り活動

③ 地区に U ターンする若者が増えている

定住人口を保つためには、特に若者の U ターンの増加が望まれます。そのため、豊岡で暮らすことの価値を子どもたちに伝え、大学等への進学で豊岡を離れた若者が、将来 U ターンする地区をめざします。具体的な取組み例としては、既に取り組んでいるふさと教育の更なる推進や SNS 等による地区の情報発信などが挙げられます。

【都市的地域】

空き店舗の利活用を図るため、新たな事業や仕事にチャレンジする若者を呼び込める地区をめざします。具体的な取組み例としては、空き店舗のリストアップと活用の検討や日常的な交流による情報取得などが挙げられます。

【中山間地域】

地区内にある空き家や空き土地を把握し利活用することで、若者が移住・定住する地区をめざします。具体的な取組み例としては、空き家のリフォームによる定住促進や空き家の維持管理活動などが挙げられます。

(2) 暮らしやすさの持続

① 地区の防災力が高まっている

自分たちの地域を自分たちで守るためにも、地区の防災力を高めることが望まれます。そのため、防災・減災、避難に関わる共通認識や防災・減災知識が醸成された地区をめざします。具体的な取組み例としては、既に取り組んでいる防災訓練や防災マップの作成の更なる推進や防災士や自主防災組織の担い手の育成などが挙げられます。

【都市的地域】

人の出入りが多い状況にあ~~ひ~~るため、平時から「どこに、誰が暮らしているか」とい

うことを把握し合う関係性の構築によって、情報が共有された地区をめざします。具体的な取組み例としては、平時における地域でのあいさつ運動の実施や新規居住者と旧来からの在住者による過去の災害情報の共有などが挙げられます。

【中山間地域】

人口減少が著しく将来的に行政区単位での運営が困難な場合は、隣接集落と合同での自主防災組織を設立したり、地域コミュニティ組織が自主防災組織のサポート役を担う地区をめざします。具体的な取組み例としては、隣接行政区と合同による自主防災訓練や地域コミュニティ組織の地域防災部会等による自主防災組織のサポートなどが挙げられます。



▲防災ワークショップの様子

② 地区で住みよい環境が守られ活かされている

自分たちの住む地域を自分たちでより良くしていくためにも、住みよい環境を守り、地域資源を活かす取組みが望まれます。そのため、住民が地域ぐるみで絶えず資源の利活用や適正な管理を検討・実践していくことで、生活環境が保全された地区をめざします。具体的な取組み例としては、地域資源や魅力の把握や地域資源の管理方法の検討などが挙げられます。

【都市的地域】

住環境の美化に努め、居住者のみならず、他地域や市外からの訪れる人々が気持ちよく過ごせる地区をめざします。具体的な取組み例としては、集客施設や商店街の地域ぐるみによる美化活動や空き地・空き店舗といった未利用地の別用途としての活用などが挙げられます。

【中山間地域】

農村風景を大切に、営農を継続することで農地を保全するほか、自然環境保全や地区の活性化をめざします。具体的な取組み例としては、営農法人の組織化・運営や荒廃した農地をビオトープとして利用などが挙げられます。

③ 地区のすべての人が支え合っている

誰もが安心して幸せに暮らし続けられる地域をつくるには、子どもからお年寄りまで、また、障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いに助け合い、支え合うこと

が大切です、そのため、すべての人が地区の生活課題を自分達の問題として考え、解決のための話し合いを行っている地区、また、障害の有無にかかわらず、すべての人が役割をもち社会参加している地区をめざします。具体的な取組み例としては、地区住民と市、社会福祉協議会その他の関係者を交えた定期的な生活課題協議会の設置や特産物づくりの作業を取り入れたサロンやミニデイサービスの実施などが挙げられます。

【都市的地域】

すべての人が日常の中でお互いを気にかけて、気になることがあったとき、お互いに声をかけ合っている地区や、困りごとがあったとき、気軽に相談できる人や相談先がある地区をめざします。具体的な取組み例としては、常設型サロン・カフェの開設やよろず相談窓口の設置などが挙げられます。

【中山間地域】

地区住民が住民同士や地区内外の団体・組織と協力して、日常生活上の手段を確保している地区をめざします。具体的な取組み例としては、移送サービスの実施や小規模多機能拠点（ガソリンスタンド、食料・日曜品販売、金融、福祉サービス等）の運営などが挙げられます。



▲ふれあいサロン

(3) 個性ある地域の誇り

① 地域の資源を活かして地区が豊かになっている

地域固有の資源を活かした取り組みを行うことは、個性ある地域の誇りを醸成していくことにつながります。そのため、地域固有の資源を活かした製品の開発・販売等を行い、経済的にも社会的にも豊かな地区をめざします。具体的な取組み例としては、地元製品の購買活動や特産品の開発・販売などが挙げられます。

【都市的地域】

地域の商店の新たな魅力づくりを行うなど、多くの住民が関わってまちなかのにぎわいが創出された地区をめざします。具体的な取組み例としては、地区内商店の利用促進や新たな魅力づくりの検討などが挙げられます。

【中山間地域】

自然や農産物を活かした交流活動を行うなど、地区の魅力を伝えるとともに地域へ

の誇りが醸成された地区をめざします。具体的な取組み例としては、体験交流イベントの実施や地区の魅力の情報発信などが挙げられます。



▲特産品の販売

② 地区の伝統や文化が次世代にうまく継承されている

地区の伝統や文化を引き継いでいくためにも、次の世代に無理なく上手に継承していく必要があります。そのためにも、高齢世代から若年世代に地区の歴史文化遺産の存在とその価値が伝えられている地区、また、多くの住民が地区の歴史文化遺産について調べたり、学習したりすることを楽しんでいる地区をめざします。具体的な取組み例としては、歴史文化学習会の実施や歴史文化に関する世代間交流会の開催などが挙げられます。

【都市的地域】

新しく入ってきた住民に地区の歴史文化遺産の存在や価値が伝えられ、新旧住民が協力して、歴史文化遺産を守っている地区をめざします。具体的な取組み例としては、新旧住民協働による神社・仏閣の定期的な清掃、点検・修繕や地区歴史文化遺産豆辞典の作成などが挙げられます。

【中山間地域】

地区外の住民と協力して、地区の歴史文化遺産を守り、移住促進等に活用している地区をめざします。具体的な取組み例としては、地区歴史文化遺産について大学と地区との共同研究実施と発信や地区の伝統文化体験ツアーの企画・実施、旅行商品化などが挙げられます。

③ 地区住民が学び合い豊かに生活している

地区全体や行政区の状況を踏まえて、次世代の人づくりを見据えた社会教育の推進をめざします。具体的には部会員等、推進役の動員方法を検討することで、社会教育の持続可能な体制整備を行い、住民のニーズ把握により老若男女問わず広く地区住民が参加できる取組みの模索を行います。

【都市的地域】

子育て世代が新規居住者として移住して来る場合が多く、子どもやその親が関心を寄せる取組みを模索します。その際、子育て事情を把握したPTAのOB等がうまく関わる

工夫をし、新たな担い手として世代交代が出来る仕掛けづくりに努めます。

【中山間地域】

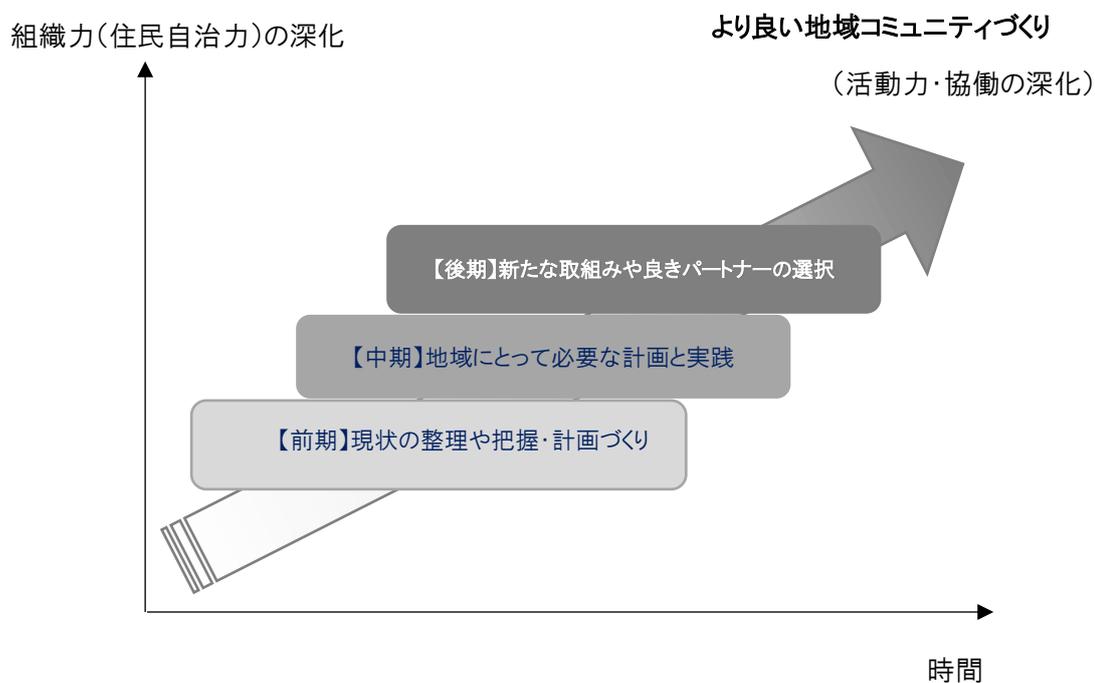
人口減少により行政区対抗で事業を行うことが困難な場合は、隣接し合う行政区でチームを組むような調整が考えられます。また、高齢化率が高まっているため、例えばスポーツ行事の種目の見直しやローカルルールを設けるなど、さまざまな世代が参加しやすい工夫を図ります。

第4章 めざす将来像を実現するための方策

1 より良い地域コミュニティづくりに向けて

新しい地域コミュニティのスタートに向けて平成 28 年度中に市内全 29 地区で地域コミュニティ組織を設立しました。平成 26 年度から順次モデル地区として組織設立に向けた助走期間があったものの、地域の内実を把握しきれぬまま、ひとまず平成 29 年 4 月に間に合うように組織を設立したという状況がうかがえます。

このことから、今後 10 年間について各地区で取組みを進めながら地域の内実に見合った組織づくりがすすめられるよう、地域コミュニティ組織と行政は、「現状の整理や把握・計画づくり（前期）」、「地域にとって必要な計画と実践（中期）」、「新たな取組みや良きパートナーの選択（後期）」からなる各 3～4 年の期間を区切り、組織力の深化とともに活動力・協働の深化に繋がる必要な地域コミュニティづくりの方策を講じていきます。



図表4-1 地域コミュニティの取組みを通じた組織力、活動力、協働の変容

めざす将来像を実現するための方策の概要は図表 4-2 のとおりであり、その具体については次節以降で示します。

図表4-2 めざす将来像を実現するための方策の概要（前期・中期・後期は各3年～4年）

期間 実施項目		前期	中期	後期	
		現状の整理や把握・計画づくり	地域にとって必要な計画と実践	新たな取り組みや良きパートナーの選択	
地域 コミュニティ 組織	組織力	A 住民意識の深化	地域コミュニティの広報・広聴	当事者意識の醸成	自主的・主体的な取り組み
		B 地域コミュニティ組織と行政区との関係	行政区の事業内容の把握	組織の役割と動員のあり方検討	役割を理解した相互補完関係
		C 地域づくりに関わる人材の発掘・育成	人材の棚卸し	マネジメント人材の育成	世代交代できる仕組みづくり
	活動力	D 計画の策定と実行	計画策定と実行	地区の実情を踏まえて適宜計画の見直し	
		E 指定管理者制度	指定管理受託体制の検討	指定管理受託と検証	
		F 地域コミュニティ組織の法人化への検討	業務の洗い出し	法人化の検討	法人化の実現
		G 地域コミュニティ組織の財源の確保	既存事業見直しと補助金活用	スモールビジネスの検討	受益者負担、業務の請負、収益事業の実施等
行政等 深化	協働の深化	H 協働の推進	意識の醸成・現状の把握	担い手づくり・体制の整備	体制の強化・仕組みづくり
		I 地域コミュニティ組織と行政区との関係と庁内連携	庁内本部会議、庁内推進会議、（仮称）地域職員会議、（仮称）アドバイザー会議による事業検討や検証		
		J 地域コミュニティ組織への財政支援	コミュニティづくり交付金の検証	活動促進事業の検証	庁内の交付金、補助金の検証
		K 多様な主体による支援	支援ニーズの把握	中間支援組織の立ち上げ	支援体制の構築と効果的、継続的な支援
		L 指定管理制度の推進	事業の研究・情報提供	指定管理委託前後の個別訪問と管理委託の検証	
		M 法人化支援	各組織の必要度にあわせて個別に検討・実施		

2 持続可能な地域コミュニティづくりの方策

(1) 組織力

① 住民意識の深化

地域コミュニティに関して、「地域コミュニティのことがよくわからない」、「設立意義が見いだせない」といった住民の認識不足や、「行事や活動への参加者が少ない」といった住民の理解・参画不足が地域コミュニティ組織の課題として挙げられています（第2章）。

このような認識の上に立ち、以下の段階を踏まえ、住民意識を深化していくことで、「未来が見通せる住民を育てる」ことや「変化の激しい時代を生き抜く力を身につける」ことをめざします。

【前期：地域コミュニティの広報・広聴】

まずは、住民に地域コミュニティのことを知ってもらう必要があります。SNS や広報紙など、さまざまな方法で情報提供していきます。その中で、地域の現状や課題について住民が知り、危機感を持つことで、地域コミュニティへの理解が進むことも考えられます。

また、広く住民の声を聴き、ニーズや想いを把握することに努め、地域コミュニティ組織の運営や活動に活かします。

【中期：当事者意識の醸成】

次に、ワークショップやアンケート、有志の集まりなどで出た意見を大切にし、実際に取組み、実現していくことで、住民の当事者意識を醸成していきます。このような体験、経験を積み重ねることで、地域の課題に「我が事」として取り組む住民を育成していきます。

【後期：自主的・主体的な取組み】

そして、住民が地域コミュニティについて理解し、地域の課題等を我が事として捉え、地域の活動に自主的・主体的に取り組めます。

② 地域コミュニティ組織と行政区との関係

地域コミュニティ組織と行政区との関係を整理するためには、お互いの役割を明確化することや相互の補完関係を構築する必要があります。

役割の明確化については、例えば、地区全体に関わるものは地域コミュニティ組織で、区個別で行う方が効果的な取組みは区・町内会で行うといったイメージを地区内で共有することが考えられます。

地域コミュニティ組織と行政区との相互補完関係の構築については、行政区の事業に関して、地域コミュニティ組織がサポートしたり、行政区が行ってきた事業の一部を地域コミュニティ組織が担うなど、効果的に事業を進める方法を検討します。

また行政区は、行政の末端組織として行政からの情報伝達機能を有するため、有効な情報を地域コミュニティ組織と共有することや、住民からの各種情報や動員について、行政区が窓口となり、地域コミュニティ組織へ伝達する機能も持つと考えられます。

【前期：行政区の事業内容の把握】

地域コミュニティ組織が行う事業と地区に属する各行政区の事業内容を両者が共有

します。

【中期：組織の役割と動員のあり方検討】

地域コミュニティ組織と行政区の両者の事業内容を整理することで、地域コミュニティ組織は、地区における役割が明確となり、行政区からの出役の方法の見直しや、地域コミュニティ組織の運営に適った人材の出役を検討します。

【後期：役割を理解した相互補完関係】

地域コミュニティ組織と行政区双方の役割に見合った体制づくりが可能となり、相互補完関係の構築により持続可能な自治の仕組みに繋がります。

③ 地域づくりに関わる人材の発掘・育成

今後、組織の地域づくりを進めるためには、多様な方々（女性、子ども、高齢者、事業者、NPO、学校等の機関、地域外移住者、関わる人（関係人口）など）の関わりが必要で、いろんな主体が重なり合いながら地域課題解決を目指すために人材を発掘し、地域の未来に必要な人材を育成、次世代へと繋げていきます。

【前期：人材の棚卸し】

地域コミュニティでは、誰でも役員が担えるような仕組みづくりを考慮しながら、それぞれのコミュニティ組織にふさわしい人材を地元の事業やイベントの中で見つけるなどの地域の動きが求められます。地域の未来に必要な人材は、多くの方の重なりから成るもので、何が得意なのか、何が好きか、どのようなスキルがあるのか、どのような役割が担えるのかを「地域の人財」として発掘し、人財バンクとして活用の手がかりとします。

【中期：マネジメント人材の育成】

地域コミュニティを持続可能な組織として成熟させるには、原動力になる地域マネジメントをする人材が重要ですが、同時に負担感を軽減しなければ担い手となる人材が育ちません。

地域コミュニティへの住民の認知度を高め、みんなのコミュニティという意識が深化していくよう「学び」の場づくりや、世代間の中で社会貢献、地域貢献が上手くまわる循環が求められます。

【後期：世代交代できる仕組みづくり】

地域コミュニティの役割が明確になり体制が整っていく中次世代へつなぐために役員がうまくバトンタッチできる太いパイプづくりの体制が望まれます。人から人への引継ぎは勿論、コミュニティ組織の規約・組織図・事業計画書など引継ぐ内容の文章化・明確化によるマインドの共有が重要です。

(2) 活動力

① 計画の策定と実行

計画の策定に当たっては、地域の将来像に示す内容に即し、実現可能な計画づくりを行います。また、計画は概ね10年間としますが、適宜見直しを行うものとし、**地区の情勢にあわせて見直し**ができるものにします。

内容は、地域の概要、地域の資源や魅力、地域の問題や困りごと、地域づくりの基本

理念、取り組むべき活動や事業、年度別の事業スケジュール、その他の資料、各種団体の概要や地図等です。ただし、地区住民が同じ方向性を持てる内容であれば、実情に合わせて、事業を進めるために合意形成が必要な事項のみを整理する方法も考えられます。

【前期：計画策定と実行】

はじめの第一歩計画の進捗状況や組織設立準備会等で議論した内容を見返しながら、設立後の取り組み状況を簡単に振り返ります。地域づくり計画策定を意識し、部会員や常連の参加者だけでなく、地区行事等で広く地区住民のニーズ把握を行います。

地区住民のニーズや実現可能性を踏まえて計画策定を行います。計画策定においては、コミュニティだより等で策定の進捗状況を地区住民にお知らせしたり、策定途中で意見を聞く機会を設けたりしながら、開かれた場による計画づくりを行います。

【中期・後期：地区の実情を踏まえて適宜計画の見直し】

計画には、住民ニーズの変化等によって計画を見直すといった検証ができる文言を加えておき、策定後、地区住民の声を汲み取ることを意識しながら適宜見直しを行います。

② 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体が公の施設（地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設）の管理運営を当該地方公共団体が指定した団体に使用許可権限を含めて包括的に委任する制度です。

地域運営組織（本市で言う地域コミュニティ組織）の先進地といわれる自治体では、地域運営組織がコミュニティセンターや公民館などの指定管理者として指定を受け施設の管理運営業務の受託金により活動資金を確保するなど、当該管理施設を地域づくりの拠点として柔軟に活用している例もあります。

本市では、市の嘱託職員である地域マネージャーが地域コミュニティ組織の事務局的職員として配置されていることから、現状では市の公の施設の指定管理者になることはできません。（市の職員が組織運営の中心的機能を担っている組織が指定管理者となった場合、実質的に市が直営管理しているのと変わらないため。）

なおコミュニティセンターは市直営管理施設となっていますが、貸館業務や軽微な保守点検業務等管理運営の一部について地域コミュニティ組織が受託するとともにセンターの1室を組織の事務所として使用しています。

【前期：指定管理体制の検討】

- ・現状のコミュニティセンターの管理と地域づくり活動への活用状況について課題の有無の検証やより効果的な方法について検討します。
- ・将来的な組織の事業展開とともにその財源確保方策の選択肢として指定管理施設の管理受託を検討します。
- ・指定管理受託の検討において、住民団体や任意団体が指定管理者となっている指定管理施設の管理状況等の情報を収集するなど指定管理について研究を行います。
- ・コミュニティセンターの指定管理移行に係る市の制度設計に対して、地域コミュニティの振興にとってより効果的な方法を検討し、市に提案していきます。

【中・後期：指定管理の受託と検証】

- ・コミュニティセンターの指定管理の受託を想定し、組織体制の検討を含め具体的な準

備を進めます。

- ・市が設定するコミュニティセンターの指定管理への移行スケジュールに基づき、指定管理者の指定を受けます。
- ・コミュニティセンター以外の指定管理施設についても指定管理受託について検討します。
- ・指定管理受託後、管理の実施状況を検証し、より効果的な方法を検討するとともに必要に応じて制度設計への反映を市に提案します。

③ 地域コミュニティ組織の法人化への検討

現状の地域コミュニティ組織のように法人格がない団体（権利能力なき社団＝人格なき社団）では、組織代表者名義で契約を行うしかありませんが、財産の権利や事故、事業の失敗等の際の責任の対象・範囲が不明確となります。

このことは、代表者や役員心理的負担となり、事業の推進や後継者確保の支障となることが考えられます。

法人化することにより、法人名義での財産所有や契約を行うことができるようになり、組織の代表者等の心理的負担軽減につながるとともに組織の社会的信用が向上し、借入金、補助金、寄付等の受け入れが容易になるといったメリットや法人の種別によっては、税制上の優遇を受けられる場合もあります。

一方では、組織全体を法人化する場合、設立要件や構成員の考え方等において、現状の法人制度では地域コミュニティ組織の性質に完全に適した法人格がないという課題もあります。

これらのことから、契約における法人名義の必要性等を勘案しながら法人化の検討を行うことが適当と考えられます。

【前期：業務の洗い出し】

法人化検討の前提として組織として実施している事業・業務の洗い出しを行います。

【中期：法人化の検討】

事業・業務の洗い出し結果に基づき法人化の必要性や適する法人種別を検討します。

【後期：（法人化する場合）法人化の実現】

法人化が必要と判断された場合は、法令に基づく手続きにより法人を設立します。

④ 地域コミュニティ組織の財源の確保

地域コミュニティ組織の活動が活発化してくると従来の財源だけでは不足することが考えられます。

組織が新たな事業に取り組むために財源が必要となる場合には、自主財源の確保が必要となりますが、その工程としては次のような段階を踏んでいくことが適当と考えられます。

【前期：既存事業見直しと補助金活用】

- ・財源確保の目的を明確にし、新たに実施しようとする事業及び既存の事業の精査を行う。（新たな財源を確保しても行う必要がある事業なのか、既存の事業で見直すことができるものはないか。）

- ・(市コミュニティ関係交付金以外の) 補助金を探す。
(例 県地域再生大作戦事業補助金、県防犯カメラ設置補助金)
- 【中期：スモールビジネスの検討】
- ・少額のビジネスの立上げを検討します。
(例 農産物の朝市、既存の生産物の販売等)
- 【後期：受益者負担、業務の請負、収益事業実施等】
- ・既存事業における参加料・利用料等の受益者負担を拡大や組織所有の財産を活用する。
(例 ○○教室に受講料を設ける。音響機器を賃料をとって貸し出す。)
- ・事業・業務を請け負う。
(例 水道検針、介護保険事業、公園・道路除草等公共部門、個人・民間企業等の業務受託)
- ・指定管理施設の管理を受託する。
- ・一般収益事業に取り組む。
(例 スーパー、ガソリンスタンド等、飲食店等運営等) に取り組む。

3 行政による地域コミュニティ政策のあり方

(1) 協働の深化

① 協働の推進

今後、少子高齢化や人口減少などにもなって地域力が低下していくことが予想される中、地域のめざす将来像を実現していくためには、多様な主体との協働が必要となってきます。地域において課題の解決や地域づくりに取り組む中で、自分たちだけでは解決できないことが出てきたとき、行政やNPO、企業、地域の団体等と連携・協力することで、できることの幅を広げられることが期待できます。

しかし、地域においては活動に参加する人が固定化していたり、行政においても組織が縦割りで、多様化する市民活動に的確な対応ができていないという現状があります。

そこで、行政では協働の推進のために、『多様な主体が我が事として協力しながら、地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいる』という目指す将来像を掲げ、その実現に向けて、情報共有、担い手づくり、体制・仕組みづくりに取り組んでいきます。

【前期：協働の意識の醸成・現状の把握】

- ・協働のパートナーとしての地域コミュニティ組織の役割・活動を広く知ってもらい、組織同士の磨き合いや市職員の職員・地域住民としての協働の意識啓発に繋がるような情報共有を継続的に行っていきます。
- ・ヒアリング等により地域・行政における協働の現状を把握・整理していきます。

【中期：担い手づくり・体制の整備】

- ・地域・行政において協働をリードしていく担い手づくりとして、研修の開催など協働の実践に必要な知識・スキル・テクニックを身に付けるための機会を充実させていきます。
- ・庁内における関係課間の関係性を見直しや協働事業の整理を行い、現状の見直しと新たな展開を検討していきます。

【後期：体制の強化・仕組みづくり】

- ・庁内において継続的な意見交換の場を設け、部局を超えた情報共有や連携を強化していきます。
- ・協働の担い手としての実践力を身に付けた市職員が、地域に入って活動が展開できるような仕組みを作っていきます。

② 地域コミュニティ政策の推進に関する庁内連携

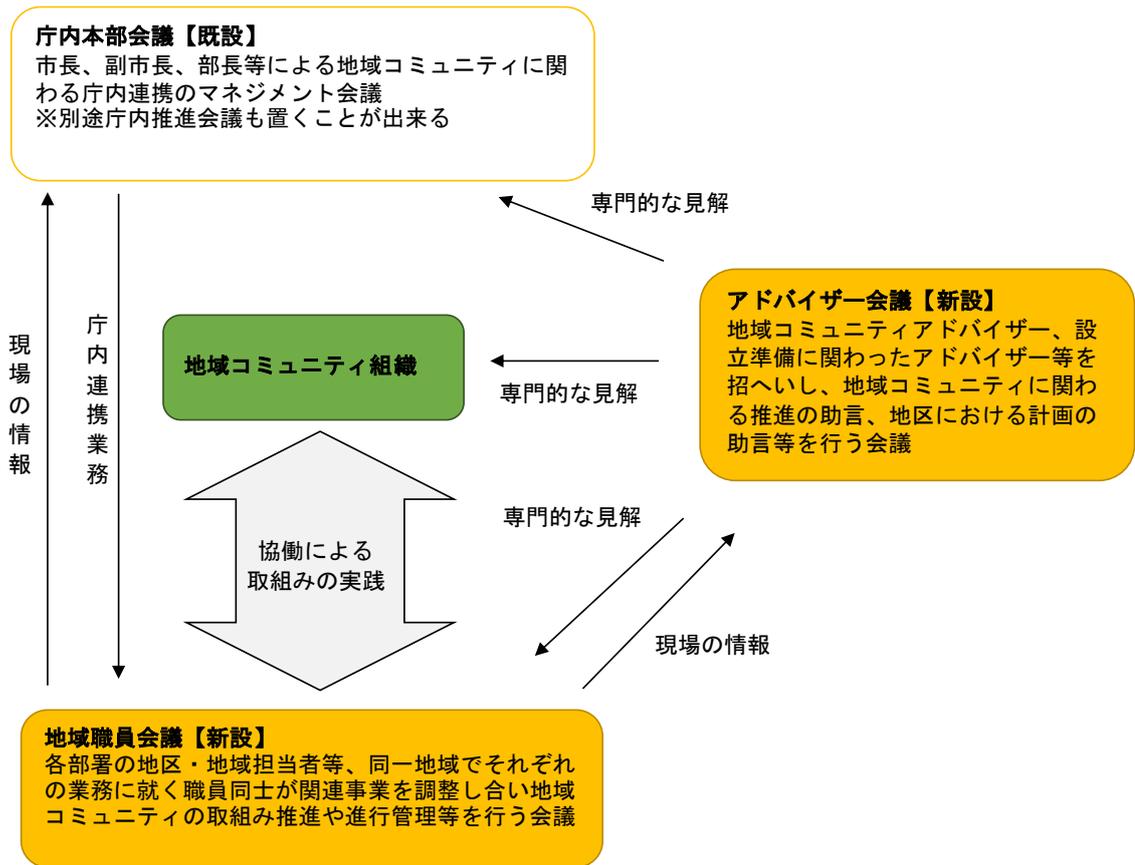
地域コミュニティ政策を推進する上で、庁内連携は今後なお一層不可欠であることから、平成26年度に設置した「新しい地域コミュニティづくり庁内本部会議（以下、庁内本部会議。）」あるいはその下部会議である「新しい地域コミュニティづくり庁内推進会議（以下、庁内推進会議。）」を年1回以上開催していきます。

一方、庁内本部会議や庁内推進会議では、取組みの実情がわかりにくい面もあります。このことから、庁内のマネジメントを行う庁内本部会議・庁内推進会議に加え、各部署の地区・地域担当者等、同一地域でそれぞれが担当する業務に就く職員同士が、関連事業を調整し合い、地域コミュニティの取組み推進や進行管理等を行う「(仮称)地域職員会議」を定期的で開催し、地域に根差した地域コミュニティづくりの推進を行って

きます。

また、地域コミュニティアドバイザーのほかにも地域づくりの専門家として、これまで地域コミュニティ組織に設立に向けて関わっていただいたアドバイザーを招へいし、交付金や事業の評価といった地域コミュニティに関わる推進の助言、地区における計画の助言等を受ける「(仮称)アドバイザー会議」を年1回以上開催していきます。

以上、3つの会議の関係性を下図のとおり示し、この3会議全体を地域コミュニティづくりの庁内推進体制として庁内を挙げて推進していきます。



図表4-5 庁内推進体制のイメージ

③ 地域コミュニティ組織への財政支援

地域コミュニティ組織への交付金については、将来に向けて現在の総額を維持することを前提に、そのあり方等について次のとおり検討を行います。

【前期：コミュニティづくり交付金の検証】

- ・地域コミュニティ組織への財政支援の中心であるコミュニティづくり交付金は、3年間の活用状況を検証したうえで見直しの要否等について検討を行います。

(見直しが必要となった場合にその方法として考えられる要素としては、「地域課題・ニーズへの対応」、「地域振興や地域づくりへの動機づけの推進」などが挙げられます。)

【中期：活動促進事業の検証】

- ・地域コミュニティ組織の意見も聴取しつつ、コミュニティづくり交付金の見直しに合

わせて、地域コミュニティ活性化交付金（活動促進事業交付金）のあり方の見直しの要否の検討を行います。

- ・コミュニティづくり交付金の見直しを行った場合、見直し後の結果に基づく交付金額は、平成 33 年（2021 年）分から適用します。

【後期：庁内の交付金、補助金の検証】

- ・交付金について 1 度目の見直し（検討）以後、状況をみながら概ね 5 年ごとに見直しの検討を行います。
- ・市コミュニティ政策課以外の部署が所管する補助金や委託料等について、地域コミュニティ組織の財源とすることの可否や情報共有について地域職員会議等で庁内調整を行います。

④ 多様な主体による支援

地域コミュニティ組織については、その活動の深化とともに支援ニーズが多様化することが考えられ、今後、行政だけでは十分な支援ができないことが予想されます。

そのため、社会福祉協議会やアドバイザー会議等、多様な主体と連携した支援が必要となります。特に、地域コミュニティ組織と行政の「間」にたち、行政と協働し、地域コミュニティ組織を支援・育成する「中間支援組織」による支援が重要です。

豊岡市においては、現在、このような「中間支援組織」はありませんが、「地域の課題解決を目指す地域運営組織－その量的拡大と質的向上に向けて－最終報告（地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議）」でも記されているように、中間支援組織が果たす役割の重要性を踏まえ、地域の実情に即した形で、行政としてその立ち上げや活動を支援することも考えられます。

【前期：支援ニーズの把握】

まずは、地域コミュニティ組織はどのような支援を必要としているのか、現場の声を拾い上げて、その支援ニーズを把握します。

【中期：中間支援組織の立ち上げ】

次に、組織を担う人材の確保や、支援に必要なスキルの取得等を経て、地域コミュニティ組織を支援・育成する中間支援組織を立ち上げます。立ち上げにあたり、行政も必要な支援を行います。

【後期：支援体制の構築と効果的、継続的な支援】

中間支援組織、アドバイザー会議、社会福祉協議会行政等が情報共有、役割分担を行うなど、強力な支援体制を構築します。この支援体制を活かし、地域コミュニティ組織へ効果的、継続的な支援を行っていきます。

⑤ 指定管理者制度の推進

新しい地域コミュニティのあり方方針において、平成 36 年度から全てのコミュニティセンターについて、地域コミュニティ組織を指定管理者とする指定管理に移行する方針としています。

地域コミュニティ組織をコミュニティセンターの指定管理者とする趣旨は、「コミュニティセンターが地区における地域活動の拠点であり、その実施主体である地域コミュ

ニティ組織が活用・管理することで、地域づくりに対する組織の意識醸成につなげる」というものです。

市としては、組織の不安を軽減しながら円滑に指定管理へ移行できるよう次のような道筋で取組みを進めます。

また、地域コミュニティ組織がコミュニティセンターの指定管理者となる体制が整えば、制度的には、他の市有施設の指定管理者となることもできるようになるということでもあるため、市としては庁内調整を図りながら組織への財政支援の側面から組織が受託できる指定管理施設の選択肢を増やすよう努めます。

【前期：事業の研究・情報提供】

- ・先進事例を収集するなど本市に適する指定管理の実施方法を研究します。
- ・指定管理者制度について、地域コミュニティ組織へ情報提供します。
- ・地域マネージャーが地域雇用となった場合、その費用相当分については、現状の財政支援額とは別に措置することや地域雇用の利点を説明します。
- ・指定管理期間、管理運営の仕様、指定管理料と交付金の関係等具体的な制度設計を行います。
- ・指定管理導入に合わせ、コミュニティセンターがより柔軟に利活用できるような施設管理に係る制度改正の方法・是非を検討します。
- ・指定管理への移行の手引き（仮称）を作成し、組織が前倒しで指定管理者制度への移行を希望する場合に対応できるようにします。
- ・議会への説明、地域コミュニティ組織への全体説明を行います。

【中・後期：指定管理受託前後の個別訪問と管理委託の検証】

- ・各地区個別訪問を含め地域コミュニティ組織に対し具体的手順等の説明の機会を持ちます。
- ・指定管理者指定申請を受け、指定に係る手続きを実施します。
- ・指定管理委託後も管理運営状況を検証していきます。

⑥ 法人化支援

地域コミュニティ組織の進捗や活動の方向性により、法人化の適性は異なります。

市としては、積極的に法人化を推進するものではなく、地域コミュニティ組織の意向に応じて適宜法人制度や相談先、助成制度の情報提供等の支援を行っていきます。

また、地域コミュニティ組織に適した新たな法人制度の創設について、小規模多機能自治推進ネットワーク会議等を通じて国に働きかけるとともに国の動向について情報収集を行い、適宜組織への周知を行っていきます。

<参考 地域運営組織の法人化ガイドブック 内閣府地方創生推進事務局作成

(地域の課題解決を目指す地域運営組織の法人化～進め方と事例集～) >

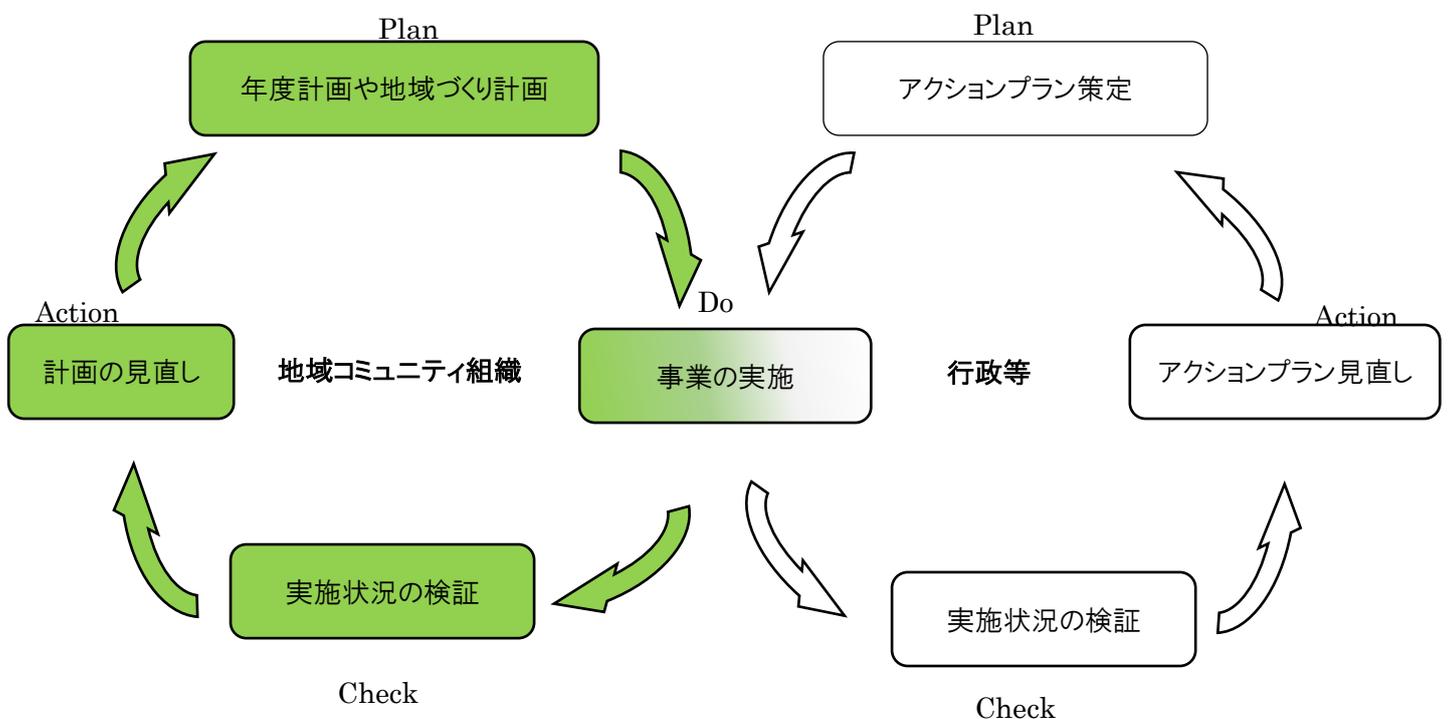
第5章 実現に向けて

地域コミュニティ組織は、組織力・活動力を高める取組みを進めていき、行政はその取組みに対して協働のパートナーとして様々な施策を検討します。

具体的には、先に示した方策の前期・中期・後期の各取組みを参考に地域コミュニティ組織と行政双方で施策の計画（Plan）・実行（Do）・検証（Check）・見直し（Action）を図ります。

地域コミュニティ組織においては、各年度の事業計画や地域づくり計画を策定し（Plan）、地域に即した活動を実行し（Do）、年度の変わり目や役員改選時期等取組みの振り返り検証を行います（Check）。その検証結果を踏まえ、計画の見直し等に繋がります（Action）。

行政においては、本ビジョンの実現に向けて、市民の理解と協力のもと、新しい地域コミュニティづくり庁内本部及び新しい地域コミュニティづくり庁内推進会議を機能させ庁内連携を図ります。ビジョン実現のための前期・中期・後期の3年～4年ごとにアクションプラン（行政側の行動計画）を作成し（Plan）、協働のパートナーとして地域コミュニティづくりに関わる様々な施策を推進していきます（Do）。そして、地域コミュニティ組織の実情を踏まえながら、3年～4年ごとに推進施策を検証し（Check）、次期アクションプラン策定に向けた見直しを図ります（Action）。アクションプラン作成においては、（仮称）地域職員会議や（仮称）アドバイザー会議で得られる地域に即した知見や専門的知見を踏まえ、地域の実情を踏まえた施策を検討します。



図表5-1 地域コミュニティ組織と行政のPDCAサイクル

豊岡市地域コミュニティビジョン

平成 年 月 発行

豊岡市 地域コミュニティ振興部 コミュニティ政策課